





法律の根本として、この子ども手当については、ほかの債務の引き落とし、天引き等が、差し引いた支給というのは法律で禁止されている。こういうようなこともありますので、全体の二十三年度の制度設計の中、検討課題として我々としては考えているということです。

○菅原委員 郵政の問題もそうなんですか？それとも、あるいは普天間もそうですか？同じ閣内で右行つたり左行つたりして、そのたびに国民党が、どうなつているんだというクエスチョンマークを投げかけています。この問題も、いわば財源がない中で見切り発車をしてしまって、しかも、来年については、今お答えのように、本当にどういう方向になるかわからない。これが今の民主党政権の現実なのではないかな。政治と金の問題もありましたけれども、やはりこういう迷走が今の支持率低下につながっている。一番困るのは国民党である、改めてこのことを指摘しておきます。

例えば、東京二十三区で定員百人の保育所を建設する所としますと、約二億円と言われております。もちろん、このほかに毎年運営費に一億円ぐらいかかっているという現実があります。

ことし、子ども手当一万三千円、二兆三千億円出すことになりました。先ほど申し上げたように、潜在的な保育所の待機児童が百万人ぐらいあります。ということは、今計算すると、二億、百万人ということは、大体二兆円あれば建設整備はできるんですね。経団連の試算でも、やはり百万人の潜在的な待機児童の解消をするには一兆九千億円あれば何とかカバーできる、こんな話もあります。

御案内のとおり、保育所をつくつても、ああ、でききた、今までなかつたから申しこまなかつたけれども、できたなら今度私も申し込んでみよう、うちも申し込んでみよう、言つてみれば保育所の整備自体がまた掘り起こしにつながつてしまつて、整備しても追いつかない。イタチごつこの状況が特に首都圏では見られるわけでありまして、結局、ちまちまとやつておつたのでは、とてもこれは追いつかない。

したがつて、私は、この二十六万人では百万人にとても対応できないから、子ども手当を来年からやめて保育所整備に回した方がまだ国民の要望にはこたえられるのではないか、こんなふうに思つておりますが、いずれにしても、現物給付に対するプライオリティーを高めるということが国民のニーズである、このことは申し上げておきたい、こう思つております。

もちろん、このほかにも都市と地方の偏在の問題やら、都市部の中にも足りているところと不足している部分という問題もある。また、自治体に登録をしている保育士の有資格者の数が全国で九十六万人いらっしゃる、ところが実際に働いているのは三十五万人しかいない、その方々の再チャレンジをどうやっていくか。もちろん、それは保育所自身を整備しなければ供給もできないことはわかつておりますが、あるいは、〇歳一二歳の利

用者が非常に多い。こうしたいわゆる定員の問題等々も含めて、今後いろいろと議論をしていかなければいけない、こう思つておりますので、また

次回以降、論議をしていきたいと思っています。

二〇〇八年八月に、当時の舛添厚生労働大臣が、お金の心配をしないで健診を受けて、分娩費用も出る制度をということで、去年の十月からこの直接支払いの制度がスタートしたわけであります。

いろいろな課題がありました。したがつて、半年間、本格実施の猶予をしたということでありま

して、さらにはこの四月から一年間延ばすということになつたことも理解をいたしております。

言つてみれば、この制度ができることによつて、出産する妊婦さんとその家族にとつての経済的負担は極めて軽減をされたんだと思います。しかししながら、その一方で、そのことに主眼を置いて、あるいはそのことを急いだ余り、これは前政権の我々も反省しなければいけないと思うんですが、言つてみれば産科医や助産師、助産所、こういう現場の声を大きく吸い上げてこなかつたといふ現状があるんだと思います。

日本産婦人科医会の調査におきましても、新制度に移行した病院は九五%、診療所は八〇%、東京は六〇%，これはいろいろな事情があると思います。しかし一方で、七〇%の医療機関、あるいは助産師、助産所が経営への大きなマイナスを指摘しているわけであります。

特に、小さな産科医、助産所、言つてみればおばあちゃん一人でやつている助産所なんかもあつて、例えはこういうところで直接支払いが行われて、保険からの一時金の支払いが最長で二カ月以上おくれる、職員の給与を払つたり、あるいはもうろの経費のお金がない、結局、運転資金を借りなければいけない。

確かに、福祉医療機関で融資をしている。しかしながら、実際に融資が出るかどうかわからぬ方に下げるとか、いろいろな御議論があるそうなります。

○長妻國務大臣　今の、出産費用の直接支払い制度でございます。

私も、政権交代して厚生労働省に参りまして、いろいろびっくりしたことがあるわけでありますけれども、これも前政権から、十月からそのままこの制度を全面的に進めるということについて、いろいろな声があるにもかかわらず、かなり強力に推し進めるということで、これについていろいろな方々とも相談をしてまして、猶予というのを急

い。今現在も、三百四件申し込んでいて、ペ

ーニングになつてゐるのが半分ぐらいありますね。あるいは、断られているところもある。そういうところは、親族に借りたり、あるいは中小公庫に借りたり。合法の方から申し込んだんだけれども、余りにもハーダルが高くて全然おりない。

その分、また一ヶ月、二ヶ月たつてしまつた。こんなような状態の中で、結局、正規の職員を非正規にしたりアルバイトにしなければいけない、あるいは、この前も新聞にていましたけれども、出産費用そのものを上げなければいけない。こんなようないろいろな混乱が出てきていることが現実なんだと思います。

妊産婦の方は楽になつた、しかし、その負担の移転が起きてしまつた。このことによる現場の混亂、こういった中で、政府の方も、融資の枠を一千万から三千万まで無担保にしたり、あるいは、五千のうかきようかホームページに出ているようではありますけれども、その上限を撤廃するとか、利率を一・六から一・一にして、今度は〇・七%ぐらゐに下げるとか、いろいろな御議論があるそ

うであります。

しかし、言つてみれば、何で、国の制度を変更して、わざわざ利息をかけて、それが〇・何%だとしても、お金を借りてまで運営しなきやいかぬのだ、やはりこの声にこたえていくのが政治なのではないかな。すばり、これを無利子にする考え方ではないのか、あるいは利子を一〇〇%補給するような手ではないのか、この点についてお尋ねを

します。

○長妻國務大臣　また、この制度を仮に続ける場合、申請してから支払いまで二ヶ月かかる問題、先ほども指摘を申し上げました。

例えは一つの案ですけれども、産科医療補償制度の対象となるのが妊娠二十二週目なんですが、この二十二週を過ぎた時点で妊婦さんから保険者に届け出、申請を出してもらって、入院をした後、出産をしたと同時に医療機関にお金が振り込まれるという制度設計、これであればいいのでは

連設けていただいたところであります。

そして、今も触れていただけれども、あしたが四月ですけれども、あすからこの貸出金利も、これまで一・一%だったものを〇・八%に下げる。無担保融資の限度額も、これまで三千万円だったものを限度額を撤廃する。あるいは、保証人をとらない融資制度を新たに創設する。これまで一名以上の保証人がおりましたので、それを保証人をとらないというような措置などで、できる限り診療所、病院の方々の負担を軽減するということで取り組んでいるところであります。

この制度は、もちろん一番重要なのは、出産をされる方々の負担軽減ということが最も重要であります。しかし、それを担う診療所、病院が疲弊をしてしまつてはこれは元も子もありませんので、今はぎりぎりそういう措置をとらせていただき、かつ、猶予の期間も来年の三月末まで延長するというような措置をとつてゐるところであります。

○菅原委員　先ほど申し上げたように、いろいろな条件緩和をしていただきました。しかし、実際に一人で助産所で頑張つている高齢のおばあちゃんが、書類も書かなきやだめだ、申請もしなきやいかぬ、片つ方で、急にやつてきた分娩の状況に立ち会わなければいけない、こういう現状があるんです。やはり、光を当てるべきところに光を当てなければならぬ、このことは改めて申し上げておきたい。したがつて、もしお金を借りるとすれば、無利子でやるくらいのことをやらないとも力バーカーできないのではないか、こう思つて

います。

また、この制度を仮に続ける場合、申請してから支払いまで二ヶ月かかる問題、先ほども指摘を申し上げました。

例えは一つの案ですけれども、産科医療補償制度の対象となるのが妊娠二十二週目なんですが、この二十二週を過ぎた時点で妊婦さんから保険者に届け出、申請を出してもらって、入院をした後、出産をしたと同時に医療機関にお金が振り込

<p>ないかな。つまり、二回に分けたりするというのは、あくまでも保険の今のサイクルを踏襲しているわけではありませんから、今申し上げたような形にできはしないか。大臣、どうでしようか。</p> <p>○長妻国務大臣 今、ある意味では出産後直ちに申請というよりは、妊娠二十二週を過ぎた時点であらかじめ申請というお話をございますけれども、今後、今の御提案も含めて、出産育児一時金制度について議論する場を設けて、直接支払い制度の現状、課題、平成二十三年度以降の制度のあり方について、これは検討していきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、今現在、いろいろ御指摘がありますけれども、約九割の医療機関においては既に実施をされて定着しつつあるということで、申請方法などを変更すると関係者の理解を得られるかどうか、こういうようなことも考えなければならないといふことをございませんが、全体のこの制度自体について猶予ということをせざるを得なくなつておりますので、検討の場をつくつて検討していきたいと思います。</p> <p>○菅原委員 大臣の検討にもいい検討があるのかなと今思つたんですけど、ぜひお願いをしたい。</p> <p>ただし、九割やつているからという話ではないんですね。九割やついていても、八割診療所がやつていても、七割がいわば困つていてるんだ、この現状に対応する施策が必要だということあります。</p> <p>先ほど御答弁にもあつたように、結局、暫定措置で始めたこの制度が猶予を一年間延長ということは、いわば緊急避難的な状況に今なつてゐるわけですよ。したがつて、この制度をしつかり根本から、現場の声を聞いて改めて議論をしてほしい、こう唱えておきます。</p> <p>話をかえます。</p> <p>民主党のマニフェストに、子ども手当の上に、出産時に五十五万円の一時金を払うと書いてあつたんですね。これは子ども手当よりも上だから、プライオリティーが高いのかな。インデックス二</p>
<p>○○九年にも、四十二万円を五十五万円にする。この積算根拠は何なのかなというのが一点。それと、御案内のとおり、出産費用というのではなく、今は施設の違いなどからいろいろな制度の現状、課題、平成二十三年度以降の制度のあり方について、これは検討していきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、今現在、いろいろ御指摘がありますけれども、約九割の医療機関においては既に実施をされて定着しつつあるということで、申請方法などを変更すると関係者の理解を得られるかどうか、こういうようなことも考えなければならないといふことをございませんが、全体のこの制度自体について猶予ということをせざるを得なくなつておりますので、検討の場をつくつて検討していきたいと思います。</p> <p>○菅原委員 大臣の検討にもいい検討があるのかなと今思つたんですけど、ぜひお願いをしたい。</p> <p>ただし、九割やつているからという話ではないんですね。九割やついていても、八割診療所がやつていても、七割がいわば困つていてるんだ、この現状に対応する施策が必要だということあります。</p> <p>先ほど御答弁にもあつたように、結局、暫定措置で始めたこの制度が猶予を一年間延長ということは、いわば緊急避難的な状況に今なつてゐるわけですよ。したがつて、この制度をしつかり根本から、現場の声を聞いて改めて議論をしてほしい、こう唱えておきます。</p> <p>話をかえます。</p> <p>民主党のマニフェストに、子ども手当の上に、出産時に五十五万円の一時金を払うと書いてあつたんですね。これは子ども手当よりも上だから、プライオリティーが高いのかな。インデックス二</p>
<p>○○九年にも、四十二万円を五十五万円にする。この積算根拠は何なのかなというのが一点。それと、御案内のとおり、出産費用というのではなく、今は施設の違いなどからいろいろな制度の現状、課題、平成二十三年度以降の制度のあり方について、これは検討していきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、今現在、いろいろ御指摘がありますけれども、約九割の医療機関においては既に実施をされて定着しつつあるということで、申請方法などを変更すると関係者の理解を得られるかどうか、こういうようなことも考えなければならないといふことをございませんが、全体のこの制度自体について猶予ということをせざるを得なくなつておりますので、検討の場をつくつて検討していきたいと思います。</p> <p>○菅原委員 大臣の検討にもいい検討があるのかなと今思つたんですけど、ぜひお願いをしたい。</p> <p>ただし、九割やつているからという話ではないんですね。九割やついていても、八割診療所がやつていても、七割がいわば困つていてるんだ、この現状に対応する施策が必要だということあります。</p> <p>先ほど御答弁にもあつたように、結局、暫定措置で始めたこの制度が猶予を一年間延長ということは、いわば緊急避難的な状況に今なつてゐるわけですよ。したがつて、この制度をしつかり根本から、現場の声を聞いて改めて議論をしてほしい、こう唱えておきます。</p> <p>話をかえます。</p> <p>民主党のマニフェストに、子ども手当の上に、出産時に五十五万円の一時金を払うと書いてあつたんですね。これは子ども手当よりも上だから、プライオリティーが高いのかな。インデックス二</p>

ところが日本ではようやく去年、十年後に承認をされたわけでありまして、卵巢がんの患者さんにとつては、外国で承認をされているにもかかわらず、目の前にその薬があつたにもかかわらず使えなかつた、承認されないで保険適用等がされなかつたということは、まさにこの間に命を落とした方もいるとするならば、この辺のある意味では我々の責任も含めて、政治の不作為です。この点について、よく議論しなければいけないと思います。

ワクチンについても、例えば髄膜炎のワクチン、Hibワクチンというのが大変有名であります。ですが、フランスでは一九九二年に承認されました。その後、一九九八年にWHOが各国の乳児への定期接種を勧告して、その後、百を超える国、地域で承認、使用されてきました。ところが、日本はフランスからおくれること十六年、おととしに承認をされた。

言つてみれば、アメリカ、ヨーロッパだけじゃなくて、アジア、アフリカという新興国、ある意味では後進の国々で、定期接種をして細菌性の髄膜炎がある意味では制圧したにもかかわらず、日本だけがその恩恵にあづからないで先般まで来てしまつた。言つてみれば、医薬品、ワクチンのアクセスということに関しては、本当に日本は後進国に位置づけをしているのではないか。

私も、三年前、厚生労働大臣政務官の際に、この問題に取り組んでまいりました。医薬品産業を、世界最高水準の医薬品を日本国民あるいは世界の皆さんに提供したい、あるいは日本の経済の牽引にしていく、そういう意味では、医薬品の日本先行開発や日本参加の世界同時開発というところが、今まで、また今般も、今もそううなっていますが、言つてみれば、この分野、非常に小手がけであります。

これが今最も求められていることは論をまたないわけであります。

まず、治験の環境整備について言えば、二〇〇七年に新たな治験活性化五ヵ年計画というものを策定いたしました。ことはちよほどこの中間年は、質がよくない、コストが高い、スピードが遅い。牛どん屋と全く逆で、うまい、安い、早いの逆なんですね。いわば、改善の兆しは確かに見えています。さて、せつかく世界に冠たる製薬企業等の存在がありながら、治験あるいは承認の環境整備はおくれている。

例えば韓国では、治験に関して、三千床から四千床の大変大きな大規模病院を治験の拠点として、効率的な治験を実施しているわけなんですね。国家プロジェクトとしての取り組みを行つて、効率的な治験を実施しているわけなんですね。ところが、日本の場合は、数多くの病院や診療所を対象に、患者さんを集め、分散してこの治療をやつていています。非常に効率的だ。

ところが、日本の製薬会社、納税力は年間四千億円、これは他産業から比べても非常に大きい。問題は、スピードとコストをどうやって今後に生かしていくのかということなんですね。

このドラッグラグの問題、あるいは、まとめて聞いちゃいますが、治験の医療機関を新たに設置したり、一、二カ所に大規模にまとめる、こういうことが大事ではないか。

あわせて、承認審査体制についても、今のこのPMDA、年間八十の治療薬の承認申請がされ、七十ほど承認をされております。多くの治療薬やあるいはワクチンの審査を待つておられるわけでありますけれども、今までの議論にもあつたように、確かに定員、人員の確保も大事なんだけれども、確かに定員、人員の確保も大事なんだけれども、その承認を審査する質の向上といいますか環境の向上というものが非常におくれている。言つてみれば、治験環境の整備、承認審査の迅速化、これが今最も求められていることは論をまたないわけであります。

ところが、今まで、また今般も、今もそううなっていますが、言つてみれば、この分野、非常に小手がけであります。

私が、三年前、厚生労働大臣政務官の際に、この問題に取り組んでまいりました。医薬品産業を、世界最高水準の医薬品を日本国民あるいは世界の皆さんに提供したい、あるいは日本の経済の牽引にしていく、そういう意味では、医薬品の日本先行開発や日本参加の世界同時開発というところが、今まで、また今般も、今もそううなっていますが、言つてみれば、この分野、非常に小手がけであります。

以上、二点についてお尋ねをします。

**○長妻國務大臣** 今お尋ねをしますが、残念ながら、これであります。

最後になりますが、障害者自立支援法について、一点お話をさせておきます。

この法律は、障害を持つ方々が地域で暮らせるように、なるべく施設から地域に出て自分のチャンスを拡充できるように、そういうことで、三障害を一元化したり、あるいは先般も、私ども去る四年かかる。最も期間の短いアメリカでは約一・五年といふことがありますので、その差は二・五年の差があるということで、この差をまずは埋めていく、ゼロにしていくことを目標にしています。

そして、何がネットになつていているのかというところでございますが、今御指摘いただいたように、一つは、やはり治験について、ほかの国に比べてその体制がなかなか整わない。韓国の取り組みも紹介いただきましたけれども、そこが一つ大きなポイントであるということ。

あとは、承認審査の手順の透明化、あるいは体制の強化ということでは、この独立行政法人PMDAの審査人員を平成十九年度から三年間で百十二人から三百四十八人に増強するとか、ガイドラインの策定で審査基準の明確化、国際共同治験を含むすべての治験相談にタイムリーに対応するなどありますが、やはり大きな問題は治験の体制整備ということでございます。

今後、治験のための中核病院十カ所、治験のための拠点医療機関三十カ所ということを設定して取り組んでいるところでございますけれども、さ

らに、連携医療機関を含めた人材の育成とか、あるいは臨床研究の企画立案、その力を強化するなど、治験、臨床研究の体制整備を強化していくといったふうに考えております。

**○菅原委員** その答弁だと私の質問をなぞつていただけのお話であつて、いかに大胆にやるか、具體的にぜひ今度、次回示してほしい。あわせて、やはりこのドラッグラグ、ワクチンラグの問題

部門の人材等、いわゆる形式的でない、実質的に、定期的に、きちんと情報交換あるいは研究を進めるという基盤整備をすべきではないか、このことを申し上げておきたいんです。記していただきたい。

私の地元にも、聴こえことばの教室という難聴児の子供たちの保育園、施設があるんですが、本当に、ゼロ歳一歳で話せない子が卒園の式典のときなんか見事な歌を歌つたり、あるいはお芝居をしたり、いろいろとやることを見ると、やはりいかに乳幼児の療育というものが大事かということを改めて感じております。

しかし、そんな通園施設にとつても、結局、月額払いが日払いになつてしまつて経営が厳しくなつたとか、これは我々の改正案には盛り込みませんでした。しかし、今もつて、団体から声を聞せんでした。しかし、今もつて、団体から声を聞くと、そういう声もある。あるいは、今言つたよ



もちろん、同居者がいるときも一〇〇%オーケーというふうに、全面オーケーというわけにはいきませんが、阿部委員が御指摘されるように、やはり介護保険の理念とはそもそも何だったのか。それは、介護の社会化であり、家族構成にかかわらず適切、必要なサービスを受けられる、そして望めば在宅で暮らすことができる、在宅重視というものが十年前の介護保険の理念であったわけです。ところが、同居家族がいるということで一律にサービスを制限して、その結果、施設に入りたいという人がふえてしまったら、これは本末転倒であるというふうに思つております。

昨年の十二月に、第一歩、この「ご案内」を出し

て、同居している家族がいるということで、機械的にホームヘルプなどのサービスをストップ、利

用できないようにしてはならないという通知を出

させていただきました。この通知は反響がかなり

ありまして、これで助かつたという声も多々寄せ

られております。そこで私も改めて感じました

が、ということは、残念ながら、今まで本当に一

律に、同居者がいるということでホームヘルプな

どが受けられないという事態が全国で起こってい

た箇所があつたということなんです。

それで、ここは介護保険の根幹にかかる問題

だと私は思つておりまして、もちろん、介護保

険は、今や、はつきり言つてやらずばつたくなり保

険じやないかと呼ばれているような、保険料だけ

取られてサービスない、さつきの、家族いたら使

えない、何のために保険料を払つているんだとい

うの国民の不信まで生じている。でも、私どもは、

やはり介護の社会化と言つたし、何とかこの制度

で本当に介護をきちんと権利として受けてほしい

と願つてやつてゐるわけです。

十年たつたところで見直しをしよう、介護ビ

ジョンというのを出すというふうに山井さんは

おつしやいました。そのときに、先ほど内閣府で

の、障害者自立支援法の廃止に当たつての障がい

者制度改革推進会議のことをお取り上げてあります。

まず一問目は、臨床研修の問題についてお伺い

ます。足立政務官、ありがとうございます。

続いて、足立政務官にお願いをいたします。

足立政務官は、この間、インフルエンザ対策も

含めて大変多忙な任務を担われて御活躍であります

が、私として特に頑張つていただきたいのはこ

の臨床研修問題であります。

臨床研修制度は、平成十六年、二〇〇四年に大

幅な見直しがございました。それまで大学中心で

いる点なんだと私は思います。

もう少し、原則としては同居家族がいてもサービスが必要であれば受けられる、そのような判断は現場のケアマネに今まで以上に任せしていくという方向が、本当に在宅重視というのであれば必要ではないかと私は考えております。

○阿部委員 山井政務官の思いはよくわかりますから、私は、通達行政から、この通達自身をやめたらどうかと。

坂口元厚生労働大臣がおられますのが、例えば在外に居住しておられる方が長年被爆者として認められなかつたんですね。これを変えるために、

坂口大臣、随分御苦労をなさいました。

でも、それ自身は、通達の方がおかしいんですね。おかしいものは変えなくちゃ。新政権なんだから。御答弁求めず、よくわかっていると思いま

すから、お願ひします。

次へ行きます。

次は、この前も山井政務官の御答弁ありました

が、介護保険、十年たちました。そして、介護保

険は、今や、はつきり言つてやらずばつたくなり保

険じやないかと呼ばれているような、保険料だけ

取られてサービスない、さつきの、家族いたら使

えない、何のために保険料を払つているんだとい

うのには、もちろんある程度当事者の代表も入つておられましたけれども、少し少な過ぎたのでは

ないかという反省もありますので、今までのそう

いう審議会等に当事者の声をもつとふやすこと

や、また、長妻大臣も過去二回、介護現場に行つて実習もされて生の声も聞いてこられました。

私たちもできるだけ利用者や現場の声を生に聞

くよう心がけたいと思いますし、そういう方法

の一つとして、阿部委員が御指摘のような会議と

いうものもあるのかなと思いますが、とにかく現

場の声をより多く反映するためにどうするか、検討をさせていただきたいと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

統いて、足立政務官にお願いをいたします。

足立政務官は、この間、インフルエンザ対策も

統けてもう一問お願ひいたします。その中で當

然出てきたものなのでしょうが、いわゆる入院が三千名以上の病院でなければ研修指定をとれない

ということも、これもいかがなものかと思いま

す。足立政務官には、この間、厚労省の方でとら

れたパブリックコメント、パブコメで、どんな意

見が最も多かつたか、そして、どうしてそういう

意見になるのかについて。

前者は、そもそも医師の内容で見直す、評価し

たり、どう進むか。二点目は、勝手な三千名基準

というものがどんどんひとり歩きしているのでは

ないか、それについて寄せられたパブコメについ

てどうお思いか。お願ひいたします。

○足立大臣政務官 基本的に、阿部委員がおつしやること、私は同じ考えです。

そもそもこれを導入したのは、プライマリーケアの基本的な診療能力を身につけるということだつたわけです。

検証でやはり一番足りないのは、実際に研修した医師がその研修システム、そしてその病院をどう評価しているかという検証が一切なかつたと思ひます。これは、来年度早急にアンケートを料費でやるようになります。

ただし、平成十五年度と二十一年度を比べると、例えば大学病院での研修医の数が、五千九百人から三千五百人と二千三百人減っている。その部分、市中病院に出たわけですけれども、市中病院では、臨床研修病院が四百五十から千それだけふえているのに、では指導する体制はどうなのかといった問題点はあると思います。

それから、パブコメの内容は、今資料がありませんが、私、記憶の中で言いますと、やはり三千人という数の問題、それからCPCをやつていいふえているのに、では指導する体制はどうなのかといった問題点はあると思います。

御案内のように、激変緩和措置をとつておりますし、これは五年以内に抜本的に見直すということも決めておりますので、議員の意見も十分お聞きしながら検討していきたいと思います。

○阿部委員 パブコメは、四百七十件寄せられた

うち、最も多い二百二十七件が、この三千人以上

の根拠がわからぬとするものであります。

今、足立政務官がおつしやったように、やはり医師の研修によって磨かれるべき能力、そして当

初の理念は、プライマリーケアで、いろいろな地

域で本当にその地域の文化や伝統や社会そのもの

を把握するような研修をしてほしいということであります。そこにあつて、例えば、三千人以上

のところでなければ、もう将来はこの病院は研修

病院になれないかのようなり方で現状を過ごすことはよくないと私は思います。

もちろん、各病院、きちんとおのれを検証し、また国としても検証していかなければいけないと思ひます、今、三千人を割るような病院がたしか

六十八病院がこの基準に引っかかる、いわゆる三千人は満たしていない。しかし、その病院それぞれの特色のあることをやつているかもしません。

医療は人間の営みを支えるものですから、ぜひ足立政務官には、今でも、もうこれでこの六十八病院は次の研修がとれないのかと思っております。

から、この点については明確なメッセージ、激変緩和などと、もうそつちに向かつて方向は決まつているのだが、しばらくの間続けてあげるよというお目こぼし路線であります。そうではないんだろうと私は思います。

足立さんも大分育つて、戸次という、私も何度も行きましてけれども、文化的にも大変いい地域と思います。そういうものを体得してほしい、吸収してほしいという思いで研修がなされることを私は望みますので、ぜひこれは足立政務官でお取り組みをいただきたいと思います。

実は、移植医療の問題であります。

これが昨年、ちょうど政権交代前に、新たに子供たちをドナーとする新臓器移植法が通りました。しかし、法案は通りましたが、その子供たちが、例えは脳死に至るまでの間十分な治療を受けられたか、あるいは虐待等々が除外できるなど、まだ多くの問題を含んでおります。

検証会議では五十五例しか検証が進んでおりません。実は、去年の三月からこの一年間は、全く検

かつたということもあります、しかしこの検証会議は今後も続けられるんでしょうか、これで終わっちゃうんじゃないでしょうか、というのが一点。

それから、今後、子供たちがドナーとなる場合には、その検証会議には当然、小児の専門医あるいは虐待防止のためのさまざまな専門知識をお持ちで取り組んでおられる方を検証委員会メンバーに加えられることだと思います。その点についてお願いいたします。

○足立大臣政務官 検証が五十五で、報告書ができ上がつているのは四十八、そのうち公表してもいいといふものは三十五になつてます。

さらに続けるのは当然でございまして、なおのまつてあるのだが、しばらくの間続けてあげるよこと、小児の方が入つてくるわけで、もつと検証が必要だらうと私は思つてますし、その専門の方々に当然入つてただくことが非常に重要だというふうに私は考えてます。

○阿部委員 では、子供たちの脳死にならないための治療などのよう担保されるのかということでお手元の資料を見ていただきたいと思います。最後の資料になるかと思いますが、ここに私は、私が何度も取り上げました。日本の医療の中で小児の集中治療室はどのように整備されておるかということです。

ここに挙げてございます二十九の施設は、おのの子供の医療においてはセンター的なものをやつておるところとして知られておりますが、しかし、この中でいわゆる小児集中治療室を重症、救急等も含めてやつておられるのは、まことに書いてございます、ペッドにして、八十五床

が、例えは脳死に至るまでの間十分な治療を受けられたか、あるいは虐待等々が除外できるなど、まだ多くの問題を含んでおります。

検証会議では五十五例しか検証が進んでおりません。実は、去年の三月からこの一年間は、全く検

とでもありましたけれども、その前提として、まず、子供たちが十分に救命救急医療を受けられる現状というのが私は早急に成つていてかかるべきだと。

そして、もつと言わせていただくと、今、大人で三百三十八カ所が提供病院になつてますが、その中には子供のための診療の能力を持つたところは大変に少のうござります。この状態のままで子供たちの臓器提供がされるということに懸念を抱いておりますが、この点についてお願ひいたします。

○足立大臣政務官 確かに、三百三十八施設のうち、いわゆるPICHU、小児集中治療室を有する施設というものは十四施設しかございません。では、小児の脳死判定のところで必ずこれが必要かということは、また論が別だと思います。私は、ミックスという形を考えていかなきやいけないと思ひます。

ただ、そこで問題点を共有するのは、小児の集中治療などのものをもつとしっかりしなきやいけないという問題点につきましては共有いたしております。

○阿部委員 ミックスと言われると、何だかちょっとよくわからないのですが、端的に言うと、その場で治療に当たつておらず、脳死判定のためだけによそからお医者様が来られて、この子は脳死ですよと言われても、はつきり言つて御家族は受け入れがたいと思います。足立政務官がおつしやるミックスの意味はちょっと私は理解できませんが、次の御答弁とあわせてでも結構ですか、お願いいたします。

最後の一問は、いわゆるナショナルセンター六カ所が独立行政法人化されました。六カ所について、二名の公募による理事長と、残る四名について、二名の公募による理事長などが理事長になられるという形で仮にスタートなさるんだと思います。

しかし、皆様のお手元につけた資料の下から二枚目を見ていたきますと、さきに独立法化された

国立病院機構等を見ますと、理事長は矢崎先生、医師であります、理事のところは全員、厚生労働省関係の〇Bか現職の出向でございます。理事

四名と副理事長が全員、厚生労働省関係者であります。

よもよも、これからできます独法、六力所ござりますが、私は、これはいかに何でもいつだと思ひます。そもそも、民主党にあつては、天下り等々は認めない方針とも伺っております。

新たにできます六独立行政法人における理事、本来はスタート時点で選任すべきと思いますが、されておりませんことも含めて、今後どのように進められるのかについて、最後にお願いします。

○足立大臣政務官 問題点は三つあつたと思いま

まずは、一つ。

昨年の鳩山内閣の閣議決定で、公務員の〇Bがポストについている理事については公募するといふふうに決めました。その結果、三月末現在で〇Bはゼロです。先ほど御指摘のあつた二名のことろも、公務員〇Bではなくなるということです。

それから、ナショナルセンターはどうなるか。これは四月一日に恐らく理事長から発表になるというふうに思つておりますが、私のところに今入つてある資料を思い出しますと、〇Bに関しても、極めて少ないというか余りいなかつたという認識であります。それが二点目。

それから、三点目。先ほどのミックスの件だと思ひます。

法的な脳死判定、これは、その医師を確保することとなつておりますが、そこに常勤であることということにはなつていらない。それは議員とちょっと見解が違うかもしませんが、私は確保できればいいというふうに考えております。それが、その施設だけの常勤でということと条件は違うという意味で、ミックスという言葉をちょっと使わせていただきました。

○阿部委員 治療過程にかかわらない医師の突然

の脳死判定というのは受け入れがたいと思います。

○藤村委員長 次に、三宅雪子君。

本日は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして質問をさせていただきます。

本日は、限られた時間ですので、三点の課題について質問させていただきます。

願い申し上げます。

先日、何げなく新聞を見ておりましたら、資料にございましたように、何と、ホームレスの知的障害者が三四%という驚くべき数字が目に飛び込んできました。実は、この件は私自身、大変気になつていていたことでしたので、すぐに厚生労働省の方にお聞きしたところ、資料三に基づいて説明を受けたのですが、厚労省の統計では、ホームレスの中での知的障害者はおよそ1%ということでした。

さまざまの調査方法がありますので、当然、数字に乖離はあるとは思ふんですけども、余りにも数字に開きがあるのですが、一体どちらが正しい結果なのかと考えますと、厚労省の調査は、單に、障害手帳をあなたは持つていてますか、持つていませんかというふうに思つておられます。

さまたげな調査方法がありますと、療育手帳を持つていない知的障害者の方がかなりおられるのではないかというふうに思つておられます。私も、このこと

で、障害手帳をあなたは持つていてますか、持つていませんかというふうに思つておられます。

これは調査方法が違つたから、その結果、平成十五年に二万五千二百九十六人だったホームレスの数が、せん

だつて、直近の数字ですが、三月二十六日に公表されたことの調査結果では一万三千百二十四人になつたとのことであり、統計上は大幅に減少いたしました。

ただ、私は、この数字を果たして額面どおりにとつていいかどうか、非常に戸惑いました。リーマン・ショック以降の経済状況は低迷しております。雇用情勢はいまだ厳しく、年末年始には派遣

そして、御指摘の、三四%ということに關しては、新聞に取り上げられたわけであります。昨年末に東京池袋で臨床心理士の方々が知能指数の検査を行つたものであり、七〇未満ということ

で、この新聞報道にも出ておりますが、三四%で

特に、障害を持つ方に関して、九四・六%の人が持つてないと答えたとありますけれども、

なかなか本人が、特に知的障害者の方はそうなんですかね。自分は障害を持つていてますと答え

ないんじゃないかと私は思います。

そしてもう一つ、常日ごろから疑問に思つてゐる数字がございます。厚生労働省から発表の障害者の人数は七百二十四万人となつてしまつて、内訳は、身体障害者がおよそ三百六十六万人、精神障害者がおよそ三百二万人、そして知的障害者が

およそ五十五万人ということをございます。私は、率直に申し上げて、知的障害者が実際の、実態の数字とかけ離れているように感じてなりません。現に、ホームレスの中の知的障害者はカウントに入つていないというお話を伺つております。ですから、少なくともその分は反映をされおりません。数字を把握するということは、当然、実態調査の基本でありまして、対策を立ててあります。数字を把握するということは、当然、実態調査の基本でありまして、対策を立ててあります。

まずは、ホームレスの知的障害者に対する調査の方法につきまして、妥当なのかどうか、福祉分野で私が尊敬してやまない山井政務官にぜひお聞きしたいと思います。決して足立政務官を尊敬していないというわけではありません。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

まずは、ホームレスの知的障害者に対する調査の方法につきまして、妥当なのかどうか、福祉分野で私が尊敬してやまない山井政務官にぜひお聞きしたいと思います。決して足立政務官を尊敬していないというわけではありません。

まずは、ホームレスの知的障害者に対する調査の方法につきまして、妥当なのかどうか、福祉分野で私が尊敬してやまない山井政務官にぜひお聞きしたいと思います。決して足立政務官を尊敬していないというわけではありません。

その意味では、この実態をどのようにして把握するかといいます。どうもありがとうございます。

○三宅委員長 どうもありがとうございます。

こちらにいらしゃいます諸先輩や、特に山井政務官も中心になります。平成十四年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が制定されましたのは御承知おきのとおりでございます。

厚労省の説明では、その結果、平成十五年に二万五千二百九十六人だったホームレスの数が、せん

だつて、直近の数字ですが、三月二十六日に公表されたことの調査結果では一万三千百二十四人になつたとのことであり、統計上は大幅に減少いたしました。

ただ、私は、この数字を果たして額面どおりにとつていいかどうか、非常に戸惑いました。リーマン・ショック以降の経済状況は低迷しております。雇用情勢はいまだ厳しく、年末年始には派遣

そして、御指摘の、三四%ということに關しては、新聞に取り上げられたわけであります。昨年末に東京池袋で臨床心理士の方々が知能指数の検査を行つたものであり、七〇未満ということ

で、この新聞報道にも出ておりますが、三四%で

特に、障害を持つ方に関して、九四・六%の人が持つてないと答えたとありますけれども、

なかなか本人が、特に知的障害者の方はそうなんですかね。自分は障害を持つていてますと答え

ないんじゃないかと私は思います。

これは調査方法が違うのですが、厚生労働省が行つた調査では、平成十五年の調査時に百名以上の報告のあった自治体において、自治体職員など

がホームレスの方々に障害の有無や障害者手帳の有無について聞き取り調査を行つたら、五・四%

であったということあります。これは調査の手

法は違うわけですが。

この新聞に取り上げられた調査によりますと、ホームレスの方の約六割がうつ病などの精神疾患を抱えている疑いも判明しているということで、I.Q.が四〇から四九の方は、家族や支援者と同居しなければ生活が難しい、五〇から六九の方は、金銭管理が難しく、行政や市民団体による社会的サポートが必要というふうにも指摘されております。その意味では、この実態をどのようにして把握するかといいます。どうもありがとうございます。

○三宅委員長 どうもありがとうございます。

こちらにいらしゃいます諸先輩や、特に山井政務官も中心になります。平成十四年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が制定されましたのは御承知おきのとおりでございます。

厚労省の説明では、その結果、平成十五年に二万五千二百九十六人だったホームレスの数が、せん

だつて、直近の数字ですが、三月二十六日に公表されたことの調査結果では一万三千百二十四人になつたとのことであり、統計上は大幅に減少いたしました。

ただ、私は、この数字を果たして額面どおりにとつていいかどうか、非常に戸惑いました。リーマン・ショック以降の経済状況は低迷しております。雇用情勢はいまだ厳しく、年末年始には派遣

そして、御指摘の、三四%ということに關しては、新聞に取り上げられたわけであります。昨年末に東京池袋で臨床心理士の方々が知能指数の検査を行つたものであり、七〇未満ということ

で、この新聞報道にも出ておりますが、三四%で

特に、障害を持つ方に関して、九四・六%の人が持つてないと答えたとありますけれども、

なかなか本人が、特に知的障害者の方はそうなんですかね。自分は障害を持つていてますと答え

ないんじゃないかと私は思います。

これは調査方法が違うのですが、厚生労働省が行つた調査では、平成十五年の調査時に百名以上の報告のあった自治体において、自治体職員など

がホームレスの方々に障害の有無や障害者手帳の有無について聞き取り調査を行つたら、五・四%

であったということあります。これは調査の手

法は違うわけですが。

○阿部委員 治療過程にかかわらない医師の突然

呼ぶというようなことも教えていただきました。

既に法が施行されて八年になりますが、山井政務官は、御自身が携わりましたホームレス自立支援特別措置法を現在どのように総括され、どのよ

うに御評価されていますでしょうか。



上げるということでございました。

こうしたことを私ども挙げさせていただいていただけますでしょか。

○山井大臣政務官 三宅委員にお答え申し上げます。このスケジュール等をできたらお聞かれります。

まず、四万円の賃上げであります、昨年四月からの介護報酬の引き上げで約九千円、そして今回の交付金により一万五千円、合計二万四千円アップすると見られておりまして、残り一万六千円。これは、交付金が二年後に切れますので、その残った期間の間に、介護報酬を引き上げるのか交付金にするのか、どちらにするかはまだ決めておりませんが、そこでさらに引き上げて、四年以内にマニフェストの約束どおり、賃金四万円引き上げを目指していきたいと考えております。

また、介護施設の整備も、先ほども阿部委員にも答弁させていただきましたように、本当にこれは相当本気でやらないと目標を達成できませんので、何が問題であるかということを把握しながら、必ずこの施設整備の目標も実現をしてまいりたいと考えております。

○三宅委員 ありがとうございました。

いずれにしても、何度も申し上げますが、民主党政権の大きな意義は社会福祉政策の大転換なのですから、そこにおいて、三役の皆様を先頭に、国民の信頼をかち得る厚労行政となりますよう、強くお願いをしておきたいと思います。

時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤村委員長 次に、水野智彦君。

○水野委員 民主党の水野智彦でございます。

本日、初めての質問の時間をお与えいただきまして、大変ありがとうございます。民主党を代表して質問させていただきます。

昨年の末でございますけれども、平成二十二年度保険点数改定におきまして、コンクリートから

人へという中におきまして、大変財政が厳しい中

こうしたことを行つたことを私ども挙げさせていただいていただけますでしょか。

○山井大臣政務官 三宅委員にお答え申し上げます。私は、昨年まで歯科診療の現場で地域医療を行つてきた者として、地域医療の現場の声として質問させていただきたいというふうに思つております。

まず、質問の第一でございますけれども、指導監査の問題でございます。

特に、集団的個別指導についての趣旨は、指導対象者となる高点医療保険医に対して教育的観点から指導を実施し、医療保険に対する理解を一層深めることを主眼として行うということでござい

ます。しかしながら、その高点数を理由というところに大変問題があるのではないか、そういうことにおいて集団的個別指導が行われるということ

に問題があるのではないかというふうに常々感じております。

まず、平均点数が高いことが指導対象になる、その根拠がないということです。

確かに、高点数を上げている方の中には不正、不當の方が多くおるということは、もちろん私も承知しているところでございます。ただ、機械的に一枚当たりの平均点の高いもの上位八%を集団的個別指導に呼び、次年度以降実績においても平均点が基準よりも下がらなかつた場合には、集団的個別指導の翌々年度に個別指導を行うということです。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人的には、まだ、この指導医療官のことはお聞きいたしませんが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人

的には、まだ、この指導医療官のことはお聞きいたしませんが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人

的には、まだ、この指導医療官のことはお聞きいたしませんが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人

的には、まだ、この指導医療官のことはお聞きいたしませんが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

る可能性が高く、適切な医療が行われない。そ

うことによって、国民にとってデメリットになる可能性があるのではないかというふうに考えております。

また、私の実体験からも、厚生局や技官によつて診療内容や法的解釈に違いがあることがあり、地域によつては指導が一律でないというような傾向が見られております。

額に汗し、地域住民のため日々患者と向き合つている医師が、このような心配をすることなく安心して診療ができるような配慮をお願いしたい

と思いますが、足立政務官におかれましては、この辺の御見解をお伺いできたらというふうに考えております。

○足立大臣政務官 質問が多岐だったという印象がありますので、ちょっと整理してお答えします。

まずは、水野議員は、私とほぼ同年代で、長年歯科医療に携わつてこられて、非常に厳しい環境であると思いますが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人

的には、まだ、この指導医療官のことはお聞きいたしませんが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについて

あります。私は、議員がおつしやつたように個人

綱の見直し等ありますでしょから、またその中でいろいろと民主党の独自の政策を入れていつていただけたらというふうに考えておる次第でござります。

続きましての質問でございます。

続きましては、ほかでも取り上げられているかと思いますが、海外からの歯科技工物の問題について、政務官にお伺いしたいというふうに考えております。

歯科医療技工物は、そしやく機能の回復のみならず、話すことや審美的要素など、社会的生活を営む上で重要な人工臓器として、長期にわたり口腔内に装着されているものであります。したがつて、歯科医療技工物は、薬事法に規定されている

材料基準に基づき、歯科技工法で定められた安全基準を満たした施設で、歯科医師、歯科技工士が安全と質の担保を図りながら作製しているものであります。

歯科医療技工物は、そしやく機能の回復のみならず、話すことや審美的要素など、社会的生活を

営む上で重要な人工臓器として、長期にわたり口腔内に装着されているものであります。したがつて、歯科医療技工物は、薬事法に規定されている

材料基準に基づき、歯科技工法で定められた安全基準を満たした施設で、歯科医師、歯科技工士が安全と質の担保を図りながら作製しているものであります。

歯科医療技工物は、そしやく機能の回復のみならず、話すことや審美的要素など、社会的生活を

営む上で重要な人工臓器として、長期にわたり口腔内に装着されているものであります。したがつて、歯科医療技工物は、薬事法に規定されている

材料基準に基づき、歯科技工法で定められた安全基準を満たした施設で、歯科医師、歯科技工士が安全と質の担保を図りながら作製しているものであります。

ところが、海外技工物はこれらの基準が全く問われてないため、このまま放置されれば、我が国の安全性と質が担保されている医療保険体制そのものが根底から崩れる可能性が否定できないと私は思つております。長妻厚生労働大臣も、海外技工物の具体的な基準策定、問題の背景にある構造的な問題の有無についての実態把握に努める旨の発言をされております。

また、今月九日付で日本歯科医師会から足立政務官あてに、海外への歯科技工物等の委託に関する日本歯科医師会の考え方というものが提出され

ていると聞いております。この文書によると、関係五団体が歯科技工物に関して厚生労働省と連携を図る旨合意がなされたというふうに聞いており

ます。

内容についてはここでは省略させていただきま

すが、その内容の中に、一部なんですが、民主党

インデックス二〇〇九医療政策の提言に基づき、歯科補綴物のトレーサビリティの確保を構築するため所要の検討をする等、考えが示されている

ことがあります。そのため、指導監査を恐れて逆に医療や請求を控えてしまう萎縮診療とな

ります。

私も、歯科医師として、患者に対して安全、安心な歯科医療を提供するという観点から、今お話をされました歯科医師会の考え方を受けて、厚生労働省として取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えておりますが、こここの根本的な解決に向けて、今後どのような対応をお考えなのかということを足立政務官に御質問させていただけたらというふうに思つております。

○足立大臣政務官 数年前から民主党でも、歯科補綴物について、特に輸入物について、この材料についてかなり問題があるのでないかという指摘は各委員がしてきました。そして今回、ベリリウムのこともあって、さらにその問題を深く検討しているということになるわけです。

基本的に、義歯などの歯科補綴物はオーダーメードで作製される、そして歯科医師が海外に注明来源する場合は個人輸入するという仕組みになつているわけですから、今までどういうふうなことを厚生労働省としてやつてきたかといいますと、使用材料の安全性に関する情報を患者さんに十分提供するよう継続的に周知する。これは平成十七年以降でございます。それから第二に、国外における歯科補綴物の材料に関する分析や流通実態に関する研究を実施していくこととの五ヶ月にそれがまとまる予定でございます。

今後、先ほど御案内がありました私に対する要望のありました点も踏まえて、第一段階として、歯科医師が国外へ歯科補綴物の作製を委託する際に指示する内容、これは基準ですね、作製場所や使用材料等について基準を策定、周知する。これは、早ければきょう、これを出す予定です。それから二番目に、先ほどトレーサビリティーの話がありましたが、十月末ぐらいを目途に、トレーサビリティーが確保されるような、歯科医師が遵守すべき事項を、これまで策定して周知したい、そのように考えております。

○水野委員 ありがとうございました。

これは私のあくまでも私見というか思いなのでございますけれども、やはり海外技工物は薬事法

の医療品対象に、材料は薬事法基準に、そして作製については歯科技工法に準じた取り扱いにできるよう希望をしておりますけれども、その辺の見通しについては、政務官、どのようにお考えでしょうか。

○足立大臣政務官 議員の意見も踏まえながら検討してまいります。

○水野委員 次に、皆様のところに資料を配らせていただいたと思っておりますけれども、私も現場でやらせてもらいまして、患者さんへの文書提供の問題について質問させていただきたいというふうに思います。

その資料にありますものが、私が歯科医療に携わっていたときの患者さんへの文書提供書類の一覧でございます。この文書提供が指導管理料の算定要件というふうになつておりますが、今、その文書提供が非常に診療の負担になつてはいけないかというふうに私は考えております。

確かに、患者さんに文書にて診療内容等を報告することは重要なことであるというふうには認識しております。しかし、その内容について細かい記載をするということが、非常に現場で、過重労働というのではなく、診療を圧迫するような事態も起つてゐるのではないかというふうに思つております。

病院においては医療クラークというものが導入され、二〇〇八年の診療報酬改定では医師事務作業補助体制加算、施設基準が示され、そういう補助者には補助金というものが給付されているといふふうに聞いております。

文書提供を義務化するということは、もちろんそれは十分認識もしておりますが、医療機関の事務負担を軽減できるような対応がこれからぜひ必要なふうに思つております。特に、やはり患者さんを診るということが私たちの第一の仕事ですから、もう少しカルテはドクターが書かなければいけないというのも十分把握しております。

○水野委員 足立政務官は今、両面からというふうに認識しております。

これは私のあくまでも私見というか思いなのでございますけれども、やはり海外技工物は薬事法

るだけその辺の軽減というものを図れないのか。それは単に病院だけでなく、診療所または介護施設等も含めまして、そういうような軽減ができるのかということにつきまして、やは

りこれから少し御検討いただけたらと。カルテは、これは当然医師が書く話でございますが、こ

ういうものに関しては、もしそういう介助者があつて、書けるものであれば、そういうところで出させていただけたら、私も、その皆さんのが診

療に力が入るのではないかというふうに今考えておる次第でございます。

今議員がおつしやるよう、確かに診療に十分時間を費やしたいということはそのとおりだと思います。しかし、私も経験上、歯医者さんの治療で、一体自分は何をされているのかよくわからな

いということもまた事実でございます。

そんな中で、議員が今おつしやつたのは、十八年の文書提供の算定要件だと思いますが、これは

当時、相当反対意見もその後あります。二十年の改定で六項目についてはその算定要件から廃止をしております。内容はまた後でお伝えしたいと思

いますが、もう御存じかもしれません。それから三項目については、今まで月に一回であつたのを三月に一回という形に改めたものもございます。

また、別の観点からいいますと、今回の診療報酬改定にして、情報提供の算定要件のことなどをどのように感じていらるか、患者さんに実態調査を行いました。その結果が、文書提供によつて歯科診療に対する満足度が高まつたとお答えされた

方七五%、歯科診療に対する安心感が増したとお答えになつた方八二%というふうに、患者さん側からすれば、これは非常に評価が高いといふふうに思つております。

○齊藤(進)委員 民主党の齊藤進でございます。

本日、厚生労働委員会での初めての質問となりますが、尊敬する足立政務官に対しまして質問で

ますこと、まことに光榮でございます。

それでは、質問させていただきます。(発言する者あり)副大臣も、もちろん尊敬しております。

取り上げるのは、慢性骨髄性白血病を初め、分

子標的治療薬を使うさまざまな疾病における費用負担の軽減についてでございます。

がんの化学療法の分野に新しい分子標的薬が

を大きく凌駕する成果を上げております。慢性骨髓性白血病に対するグリベックは、第一選択肢の治療薬としての位置を確立しております。病状の消失などの寛解状態を長期にわたって維持できるのですが、その一方、効かなくなるという問題も新たに出てまいりました。

最近は、この問題を解決する分子標的薬も新しく開発され、効果を上げしております。一年前に薬価収載されたスピリセルはグリベックの百から三百倍ほど強力で、タシグナはグリベックより十から三十倍ほど強力。これらは、第二世代の分子標的薬と呼ばれます。

お配りさせていただいた資料にあるように、グリベックは一錠当たり三千二百円、今回の薬価改定により二千七百四十九円になりましたが、その後続くスピリセルは二十ミリグラムで三千八百九十七円、五十ミリグラムで九千二百十四円、タシグナは一カプセルで四千六百七円で、これらの長期服用のために、高額療養費の多額該当の適用を受けても毎月四万四千円の負担をせねばならず、年間五十三万円余りかかるついているわけございます。

患者さんが続けなければならないことであまして、十年で五百五十万円を超え、二十年では一千万円を超えるわけでございます。二十代で発症したら、一生のうちに数千万円かかり得ることもあるわけでございます。

以前は、慢性骨髓性白血病は発症から十年もたてば全員が亡くなる、インターフェロン治療により長期生存を維持してきた患者の方も少数ではあるが存在はしておりますが、とにかく大抵の患者さんがすぐに亡くなつてしまつ、治療費が高くても先のことまで考えることができなかつた病気であります。

しかし、グリベックにより長く生きられることが実証されてきて、中斷すると異常細胞が復活するので、多くの患者がほとんど一生の間治療することになり、先々の経済負担を悲観する声が以前

にも増して強まつております。グリベックは、慢性骨髓性白血病の患者にとってやめることができない命綱であると同時に、不況の波が襲う中で、年間五十三万円の負担として、年収三百万円や四百万円の家計を圧迫し続ける薬ともなつているわけでございます。

そこで質問でございますが、慢性骨髓性白血病を初めGIST、消化管間質腫瘍など、その他の長期に高額な治療を必要とする疾病的患者の深刻な費用負担を軽減するために、グリベックを含む分子標的薬について、他国のように無料化もしくは低廉な費用負担に抑えるべきと考えるが、見解をお伺いします。

私も民主党の政策インデックスにおいては、難治性疾患対策の中において、「高額療養費制度に関し、白血病等、長期継続治療を要する患者の自己負担軽減を含め、検討を進めます。」とあります。

○足立大臣政務官 医療費の支払いというものは、自己負担か保険料、これは企業と家庭ということになりますが、それと税、この四つしかないわけでございます。今議員がおっしゃるように、私もできればそうしたいと思いますし、総理もそれから長妻大臣も、高額療養費制度について見直しが必要だというような答弁をされてきましたし、私もそう思います。

しかし、そんな中で、ではどこに負担を求めるかという議論は、まさにこれから私は国民的議論になつていくべきであろうと思っています。そんな中で、この高額療養費制度だけにとどまらず、難治性疾患に対する治療をどう扱っていくのかと、いう検討チームを省内にも立ち上げましたし、これは広い範囲で、今までの、枠を決めてその枠の中にどの疾患が入つてというような決め方では、いずれ、五千から七千と言われている希少疾患すらに対応することはできないわけですから、違った枠組みを検討すべきであろう、そのように私は考えています。

○齊藤(進)委員 わかりました。

なかなか難しい問題というのは重々承知をしているわけでございますが、他の諸国、イギリス、フランス、イタリア、韓国では、命にかかる薬剤であるグリベック、分子標的薬については、公的保険が自己負担額すべてをカバーしております。ドイツでも、低廉な費用負担に抑えられているわけでございます。

実は、先日、厚労省の保険局にあらかじめ聞きますと、今現在でさえ他国の状況がちょっとよくわからないという話だつたんですね。これだけ以前から問題になつてている話であるにもかかわらず、厚労省が調査すらしていないといふのは一体どういうことなんかなというふうにも私は感じて、早急に調べてほしいとお伝えしました。

大体、こういった患者負担が低廉もしくは無料化されているという国々では、やはり命にかかる薬剤については国家がきちんと保障をしている

わけでございますが、今現状、他国の状況についてどの程度把握されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○足立大臣政務官 グリベックに限定した形でよろしいんでしょうか。(齊藤(進)委員「わかる範囲で結構です」と呼ぶ)

それでは、まずは、各國によつて、今薬価といふことがございましたが、薬代も当然違います、それから保険制度で負担も違います。その二点についてお答えしなければいけないと思いますが、まず薬代について、これは購買力平価で円換算で申しますと、日本が一月当たり三十七万五千、アメリカが約五十八万、ドイツが四十九万というふうに薬代はなります。

そんな中で、では、患者さんの負担は年間はどうなるか。日本は高額療養費制度で十五万から五十三万、それから、アメリカは五ドルからあるいは十三万、それから、アメリカは五ドルからあるいは四百万円に減少しております。しかしながら、アメリカはカバーするわけですが、どうも一〇〇%の保険でカバーするわけですが、非常に高い負担というふうになっているように、これは各内閣によってさまざまであるということでございます。しかし、今委員がおっしゃつたように、アメリカの一部を除けば、日本よりも低額な自己負担になつてゐる傾向にあるとは思います。

○齊藤(進)委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、まだまだ患者の負担を軽減するためには、患者さん御自身がなかなか、制度について知らないところもたくさんあります。まず希望

たいのが、高額療養費制度の世帯合算はもちろんのこと、三ヶ月処方の周知もしっかりと行つてほしいということです。

慢性骨髓性白血病の患者さんにとって、三ヶ月処方は、やはり経済的な負担から考慮すると非常に重要なことでございます。グリベックを三ヶ月処方すると、薬代が安くなります。毎月の購入ですと、年間で、四万四千四百円掛ける十二ヶ月で五十三万二千八百円なんですが、一度に処方すると、これ割る三ヶ月分で十三万三千二百円になります。四十万円近く自己負担が軽減をされるわけです。

お医者さんからそのことを案内されず、またインターネットなども使えない患者さんなどは、なかなか情報が入つてこず、非常に大きな負担を強いられているというところもあります。

また、三ヶ月処方をお願いしても断られるという話も聞いております。転勤で住む場所が変わつたら三ヶ月処方をしてくれなかつたなどですね。最初のうちは病状の安定などを見なければならぬので三ヶ月処方できなくとも仕方がないのかなとは思います。転勤で住む場所が変わつたらいいのです。お医者さんからそのことを案内されず、またインターネットなども使えない患者さんなどは、なかなか情報が入つてこず、非常に大きな負担を強いられているというところもあります。

また、三ヶ月処方をお願いしても断られるという話も聞いております。転勤で住む場所が変わつたら三ヶ月処方をしてくれなかつたなどですね。最初のうちは病状の安定などを見なければならぬので三ヶ月処方できなくとも仕方がないのかなとは思います。転勤で住む場所が変わつたらいいのです。お医者さんからそのことを案内されず、またインターネットなども使えない患者さんなどは、なかなか情報が入つてこず、非常に大きな負担を強いられているというところもあります。

厚労省に聞きますと、三ヶ月処方は別に違法でないし基本的には制限はない、ただ、周知となると制度としての三ヶ月処方はないという、非常にあいまいな話になつてしまつております。

東大の医科学研究所のチームが調べたところ、こういった疾病の患者の世帯総所得は、二〇〇八年には年収で四百万円に減少しております。しか

し、グリベックの自己負担は五十八万円近くと横ばいで、負担感が増加しているのは明らかなんですね。実際、約三〇%の患者が経済負担のためにグリベックの中止を考えたことがあります。その中の一〇%が実際にやめていたということです。つまり、金の切れ目が命の切れ目となるような形になつております。

現在、こういった慢性骨髓性の白血病患者が一万二千人ほどいるという話でございますが、経済的負担が治療の継続などにどう影響しているかについて、厚労省として実態調査に踏み出していただいたいと思うのですが、それについていかがでしようかということと、それから、この先、長期に高額な治療を必要とする疾病的患者の深刻な費用負担を、さらに自己負担限度額に上限を設けなければやはりこういった問題は解決しないと思ひます。また、いろいろな内容が

そこで、大事なことは、たしか昨年だったと思うんですけれども、高額療養費制度というのが日本医療保険の中にはあるんだということの周知も余りされていないというか、国民の皆さんが理解していない。例えば、がんになつたら何百万円かかりますと言われるけれども、これは高額療養費制度を使えばそれほどの負担ではない。よく仙谷大臣がおつしやることですけれども、自分は胃がんで胃全摘をやつたけれども、医療費の支払いは二十万からなかつたと。それは高額療養費制度があるからであつて、まず、このことの周知も基本的には大事なことで、昨年、徹底するようにと高額療養費制度に該当するようにするといふことが、非常に大事だという指摘だったと思います。

一〇%が実際にやめたことがあります。その中のういった社会制度が対応できていないためにその恩恵が患者さんへ還元されていない、そういうた話になつております。

現在、こういった慢性骨髓性の白血病患者が一万二千人ほどいるという話でございますが、経済的負担が治療の継続などにどう影響しているかについて、厚労省として実態調査に踏み出していただいたいと思うのですが、それについていかがでしようかということと、それから、この先、長期に高額な治療を必要とする疾病的患者の深刻な費用負担を、さらに自己負担限度額に上限を設けなければやはりこういった問題は解決しないと思ひます。また、いろいろな内容が

○足立大臣政務官　これまで、いろいろな内容がございましたけれども、現時点では、全員の方を対象にやるというよりも、個別に情報を得ながら、そして検討していくという段階を今踏んでいるところです。

それから、調査をどうやるかという御質問もございましたけれども、現時点では、全員の方を対象にやるというよりも、個別に情報を得ながら、そして検討していくという段階を今踏んでいるところです。

○斎藤(進)委員　それで、今のお話にも関連する点ですけれども、高額療養費制度の多数該当の利用や三ヶ月処方をした場合でも、生活が圧迫されてしまうことがあります。いわば治療費の工面が問題となつております。

例えば、一時にても、一日三錠で百日分の三百錠を処方してもらうと二十八万円を超えるわけですね。一日四錠八十四日分、三百三十六錠を購入するのに三十万円を超える金額になるわけですね。毎回、一時的とはいえ、この金額を家計からやりくりするのは本当に大変なことと聞いております。

そして、還付までは長い場合数ヶ月のタイムラグがありますと貸付制度があるのも理解しておられます。つまり、長期にわたると、やはり使い勝手を考えると現実的ではありません。ボーナスが出なかつたらどうしようという話にもなつております。

○斎藤(進)委員　五点目、六点目の質問をちょっと一緒にやつてしまいたいと思うんですが、一つには、やはり国の高額長期疾病、特定疾病に係る高額療養費の支給の特例の対象に、患者団体さんからも強い御要望のある慢性骨髓性白血病その他長期継続治療を要する疾患を追加したいということを、質問いうか希望とともにさせていただきたいと思うのと、あと、特例制度の今の三疾病ですね、現物給付的な取り扱いがされている今の三疾病や難病の研究事業に指定されている、それから指定されていないものも含めたさまざまな疾病との関係について、高額療養費制度の今後について、今後どうしていこうと考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○足立大臣政務官　今、特定疾病といいますか、これがついでいかがでしょうか。購入の際に、最初から高額療養費で限度額以上の分について相殺できるようにならないかということでござります。

これは、人工腎臓、血液透析を行つてある慢性腎不全あるいは血友病、後天性免疫不全症候群、この三疾患というふうになつてあるわけですけれども、これに対象としてもられないかという話と、そこで大事ですけれども、最終的には、いや、そんな間に間を開けるとやはり危険であるとかいう判断もあるんだと思います。その期間について、最終判断は医師がやるものだ、そのように私は感じています。そして、周知は必要です。

それから、調査をどうやるかという御質問もございましたけれども、現時点では、全員の方を対象にやるというよりも、個別に情報を得ながら、そして検討していくという段階を今踏んでいるところです。

○足立大臣政務官　十分に大事な検討対象であると、まずは思います。

入院につきましては、これは受領委任払いというか、限度額だけ払えばいいことになつておるわけですけれども、これは、やはり入院医療というものについては、そのほとんどが一つの病院、一つの医療機関でということがある。

それに対して外来は、一つの医療機関だけといふことは余りないことが多い。しかも、それを全部合わせて高額療養費に該当するかどうかといふのは、名寄せをしなければいけないというわけです。現時点で手書きのレセプトで対応しているところ、それを限度額を超えているかどうかということを計算することもかなり困難だろうと思います。現時点で手書きのレセプトで対応しているところ、それを限度額を超えているかどうかということを計算することもかなり困難だろうと思います。電子レセプトというものがかなり普及してきましたら、それも大事な検討課題の一つで、もつとわかりやすくなるのではないかと、課題として認識しております。

○斎藤(進)委員　五点目、六点目の質問をちょっと一緒にやつてしまいたいと思うんですが、一つには、やはり国の高額長期疾病、特定疾病に係る高額療養費の支給の特例の対象に、患者団体さんからも強い御要望のある慢性骨髓性白血病その他長期継続治療を要する疾患を追加したいということを、質問いうか希望とともにさせていただきたいと思うのと、あと、特例制度の今の三疾病ですね、現物給付的な取り扱いがされている今の三疾病や難病の研究事業に指定されている、それから指定されていないものも含めたさまざまな疾患病との関係について、高額療養費制度の今後について、今後どうしていこうと考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○足立大臣政務官　今、特定疾病といいますか、これがついでいかがでしょうか。購入の際に、最初から高額療養費で限度額以上の分について相殺できるようにならないかということでござります。

これは、人工腎臓、血液透析を行つてある慢性腎不全あるいは血友病、後天性免疫不全症候群、この三疾患というふうになつてあるわけですけれども、これに対象としてもられないかという話と、そこで大事ですけれども、最終的には、いや、そんな間に間を開けるとやはり危険であるとかいう判断もあるんだと思います。その期間について、最終判断は医師がやるものだ、そのように私は感じています。そして、周知は必要です。

それから、調査をどうやるかという御質問もございましたけれども、現時点では、全員の方を対象にやるというよりも、個別に情報を得ながら、そして検討していくという段階を今踏んでいるところです。

○足立大臣政務官　十分に大事な検討対象であると、まずは思います。

入院につきましては、これは受領委任払いといふのは、極めて難しい議論です。しかしながら、高額療養費制度につきましては、先ほど、總理として大臣の答弁も例に挙げましたけれども、これは公明党さんを初めとして、やはり自己負担の限度額はもつと引き下げるべきだ、特に中間所得層に対しては引き下げる、二段階あつてもいいのではないかというような議論もござります。

これは、高額療養費制度だけにとどまらず難治性疾患、先ほど五千から七千あると言われる希少疾患、これらに対応できる制度を設計する必要があります。私はそのように認識しておりますので、一具体的に議論していきたい、そのように考えております。

○斎藤(進)委員　結局、難病も含めて線引きの不透明さに納得できない患者さんがいらっしゃるのはやはり事実でありまして、透明性のある議論が必要なのは言うまでもありません。

○斎藤(進)委員　長期にわたる高額な慢性疾患や難病について言えども、やはり高額療養費制度において相当な上限額の引き下げを行うことでしか公平性の担保はできないと思いますが、そういった施策の方向性を具体的に問いたいと思います。

それと、あともう一つは、これに関連して、造血幹細胞移植における合併症を減少させて移植後生存率の大幅な向上を実現するための未承認薬、適応外薬の早期保険適用についても望みたいと思います。

ドナーが見つかり骨髄移植をしても、最初の一

ります。五年で生存率が半分くらい。医師にとつては、せつかく移植したのに患者さんが亡くなつていくのを見るのは本当に耐えられないとのことでした。適応外で使つた過去からの研究データでは、死亡率が数十%から半分くらいに下がるということがわかり、期待できる薬があるのだから、早く使えるようにしたいということあります。

ミコフエノール酸モフェチルは既に臓器移植で使われおり、ホスカルネットナトリウムもHIVの治療薬として保険適用がございます。企業としては、既に承認が済んでいるにもかかわらず、この治療法のためとなると治験をまたやらなければならなくなるし、そもそも、移植関連の薬はオーファンなので企業側もつくりにくい。

保険適用に至る道筋にもいろいろあります。データもたくさん集まっている中、やはり公知といった方法や高度医療評価制度などの利用も含めて、スピード一に保険適用につなげてほしいと考えておりますが、見解をお伺いします。

最後、この二点についてお願ひいたします。

○足立大臣政務官 今まで答弁がありましたよう、未承認あるいは適応外薬の解消加算ということでお伺いします。

そんな中で、今検討して、どこからやつしていくのかということをやつている最中でございます。この点も診療報酬議論になかなか出てこないもの残念なところではありますけれども、そんな中で、今委員御指摘のミコフエノール酸モフェチル、それからホスカルネットナトリウムというのを挙げられました。今その検討の中では、ほかにかかる治療法あるいは治療薬がないのか。そして、海外承認という話もありましたが、海外でもこれは適応と適応外というのがあるわけです。その中で、今委員御指摘の二品目については、例えばアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおいても適応につきましてはやはり限定期にされているということであつて、そのことが日本で、公知申請の話を今されましたけれども、適応

が違つていて、適応が海外でも、主要国でもされていません。

そのことは検討会議のもちろん検討項目ではありますけれども、ちょっとと認識が違うというのは、繰り返しなつて申しわけありませんけれども、日本でも適応外を解消しようとしている、そしてそれは海外での治験が必要である。しかし、海外でもそれは適応外として認められていない、未承認であるという状態であるということも認識していただきたいと思います。(齊藤(進)委員)

○齊藤(進)委員 高額療養費制度の上限額の引き下げの方向については」と呼ぶ)

○藤村委員長 藤村君、聞いてください。

○齊藤(進)委員 浩みません。

○足立大臣政務官 先ほどお答えいたしましたように、未承認あるいは適応外薬の解消加算について、二年間で一千四百億相当を計算して、三百七十四品目、要望が集まりました。

そんな中で、今検討して、どこからやつしていくのかということをやつしている最中でございます。この点も診療報酬議論になかなか出てこないもの残念なところではありますけれども、そんな中で、今委員御指摘のミコフエノール酸モフェチル、それからホスカルネットナトリウムというのを挙げられました。今その検討の中では、ほかにかかる治療法あるいは治療薬がないのか。そして、海外承認という話もありましたが、海外でもこれは適応と適応外というのがあるわけです。その中で、今委員御指摘の二品目については、例えばアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおいても適応につきましてはやはり限定期にされているということであつて、そのことが日本で、公知申請の話を今されましたけれども、適応

が違つていて、適応が海外でも、主要国でもされていません。

そのことは検討会議のもちろん検討項目ではありますけれども、ちょっとと認識が違うというのは、繰り返しなつて申しわけありませんけれども、日本でも適応外を解消しようとしている、そしてそれは海外での治験が必要である。しかし、海外でもそれは適応外として認められていない、未承認であるという状態であるということも認識していただきたいと思います。(齊藤(進)委員)

○齊藤(進)委員 高額療養費制度の上限額の引き下げの方向については」と呼ぶ)

○藤村委員長 藤村君、聞いてください。

○齊藤(進)委員 浩みません。

○足立大臣政務官 日本の国民皆保険の理念は、やはり経済的理由で受けられる医療に差があるわけはない、格差があつてはいけない、まさにそのとおりでございます。

先ほどお答えいたしましたように、高額療養費制度、一番負担の高いところはこの程度でいいのかどうかという議論、そして、中間層の負担はこれで正しいのだろうか、中間層が非常に幅が広いという考え方で、一段階設けるべきではなかろうか、あるいはもう一段階少ない額の部分も設けるべきではなかろうか、さまざま議論があります。これらは、二十三年度予算編成の過程で議論をして決めていくということにしております。

○棚橋委員 二十二年度も恒久的財源はないのでありますか。その点をもう一度御答弁ください。

○長妻国務大臣 予算は単年度でつくるものでございまして、二十二年度については予算措置をしております。私としては、二十三年度以降について、その予算編成の中で議論をしていくといふふうに考えております。

○棚橋委員 大臣、何で一万三千円、二兆七千億円の部分に関しては、二十二年度に関しては恒久的財源の措置をしていますと言えないんですか。

○長妻国務大臣 二十二年度については、もちろん一年間の予算でありますので、それは予算措置をさせていただいている。二十三年度以降については、これは二十三年度の予算編成の中で議論をして決めていくことが基本的な考え方であります。

○棚橋委員 なぜそんなにしつこく、二十二年度においては恒久的財源措置を半額についてはして

午後零時五分開議 質疑を続行いたします。棚橋泰文君。

○藤村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○棚橋委員 自由民主党の棚橋泰文です。

長妻大臣に御質問いたします。

子ども手当の恒久的財源二・七兆円、五・四兆円、それぞれどこから出るのか、具体的な根拠をもう一度教えてください。

○長妻国務大臣 二十二年度については予算措置をいたしておりますけれども、二十三年度以降の予算については、四大臣合意にもございますけれども、平成二十三年度の予算編成の過程でそれを議論していくことがあります。

○棚橋委員 つまり、二十三年度は恒久的財源がない、二十二年度においても恒久的財源を措置しない、そういうことによるんですね。

○長妻国務大臣 二十三年度以降の財源についても、平成二十三年度の予算編成の過程でそれを議論していくことがあります。

○棚橋委員 つまり、やつぱり財源の裏づけのない、六月に、参議院選挙の前に一万三千円ばらまくという、ばらまきなんではないですか。

○棚橋委員 では、長妻国務大臣に御質問いたしますが、昨日、閣僚懇談会が開かれた中で、いわゆる郵貯に対する預け入れ限度額が原則二千万円まで引き上げられる、こういう決定を、最終的に総理一任のもとでなされたと聞いておりますが、長妻国務大臣は、何かこの点について、この懇談会において御発言をなさいましたか。

○長妻国務大臣 私は発言をしておりません。

○棚橋委員 長妻国務大臣は、何のために郵貯の預け入れ限度額を、簡保もありますが、もう郵貯に話をわかりやすく絞ります。何のために郵貯の預け入れ限度額を二千万円にするというふうにお考えですか。

○長妻国務大臣 これは政令事項だと聞いておりまして、それについてきのう、一定の方針が総理から出たということでございます。

○棚橋委員 これについては、私の所管外でございますので、答弁は差し控えたいと思います。

○棚橋委員 いいですか。きのう、海外出張中の閣僚を除く全閣僚が集まつたのは何のためなんですか。まず、國務大臣としてお答えくださいよ。

それから、これから申し上げますが、これは実は、あなたの所管に物すごく大きな影響をしてくる話なんです。もう一度お答えください。何のた

おりますという答弁をお避けになるんですか。二十二年度の一万三千円、二兆七千億円については恒久的財源措置をしておりますと御答弁いただけませんか。

○長妻国務大臣 恒久的財源というのがどういう意味で言われているのかというのもありますけれども、これは、日本は単年度予算主義でございまして、二十二年度については予算をきちっとつけている、そして、二十三年度以降については二十三年度の予算編成の中で議論をしていくということを申し上げてあります。

○棚橋委員 つまり、やつぱり財源の裏づけのない、六月に、参議院選挙の前に一万三千円ばらまくという、ばらまきなんではないですか。

○棚橋委員 では、長妻国務大臣に御質問いたしますが、昨日、閣僚懇談会が開かれた中で、いわゆる郵貯に対する預け入れ限度額が原則二千万円まで引き上げられる、こういう決定を、最終的に総理一任のもとでなされたと聞いておりますが、長妻国務大臣は、何かこの点について、この懇談会において御発言をなさいましたか。

○長妻国務大臣 私は発言をしておりません。

○棚橋委員 長妻国務大臣は、何のために郵貯の預け入れ限度額を、簡保もありますが、もう郵貯に話をわかりやすく絞ります。何のために郵貯の預け入れ限度額を二千万円にするというふうにお考えですか。

○長妻国務大臣 これは政令事項だと聞いておりまして、それについてきのう、一定の方針が総理から出たということでございます。

○棚橋委員 これについては、私の所管外でございますので、答弁は差し控えたいと思います。

○棚橋委員 いいですか。きのう、海外出張中の閣僚を除く全閣僚が集まつたのは何のためなんですか。まず、國務大臣としてお答えくださいよ。

それから、これから申し上げますが、これは実は、あなたの所管に物すごく大きな影響をしてくる話なんです。もう一度お答えください。何のた

げるとお考えか。

○長妻国務大臣 これはさまざまな理由があると思いませんけれども、その場で議論がありましたのは、一つは、郵便局のユニバーサルサービスを維持する。全国で一律の最低限度のサービスを維持するという責務がほかの金融機関と違つて課されているということにかんがみて、今の一千万円ということでは、そういう意味ではそこで生み出される利益が出ないのでないのかというような議論があつて、引き上げ議論が進められているというふうに承知をしております。

○棚橋委員 違うんではないですかね。  
先ほど大臣の御答弁にあつたように、せめて平成二十二年度分、二兆七千億円、一万三千円の子ども手当については、無駄見直し、行政刷新等でこういう恒久的財源が出来ましたという御答弁があるかと思つたら、絶対にその話は、恒久的財源の話はしない。これはまさに大臣、正直に、その辺はわかっているんですよ。財源がないでばらまくんでしよう。

国債が今信用を失いつつあって、個人が買わなくなっているんですよ。国債が民主党のばらまき政権で紙切れになりつつあるんですよ。その紙切れになりつつある国債を郵貯のマネーで引き受けさせれる、そういうことじゃないですか。つまり、ばらまき政策の破綻を少しでも見えないようにするためには今回二千万円にしたんじやありませんか。

長妻国務大臣の御答弁を求めます。

○長妻国務大臣 私自身は、そうではないと承知をしております。

○棚橋委員 では逆に、今、国債が信用を失いつつある。このようなばらまき政権で、あしたから始まる来年度予算は、大ざっぱに言えば、三十七兆の税収で、四十四兆の国債で、九十二兆の一般会計。このような財政では、昭和二十一年以来の、税収よりも国債が多いという財政を民主党政権下で組んだ。これに対しても、國民はこの国の国債は本当に大丈夫なんだろかという不安が全く

ないとお思いですか。

○長妻国務大臣 この内閣では、そういう御不安を与えてはいけないということで、中期財政フレームということで、そこで一定の道筋を示していこうというふうに考へておるところであります。

○棚橋委員 では、その一定の道筋の概略をお示しください。

○長妻国務大臣 これは御存じのように、政府としては六月にまとめるということで鋭意取り組んでいるところであります。

○棚橋委員 本当に取りまとめられるんですかね。

ね、具体的なシナリオを持つた形で。特に、鳩山政権は、三月までとか五月までとか六月までといふのが全然信用できない政権ですから、国民はだれも信用しないと思いますよ。

もう一度伺いますが、長妻大臣の認識として、これだけの無差別なばらまき政策をやって、国民が国債に対する信用を失いつつあるのではないのか、この国の財政に対する信用を失いつつあるのではないか、そういう認識はありませんか。

○長妻国務大臣 この子ども手当については、無差別なばらまき政策ではありません。これまで後回しにされてきた子育てに関する予算について、一定のGDPの比率でそれを確保していくことと金支給にしても、先進国で日本は非常に低いわけではありませんので、それについて御了解をいただきよう、私もこれまで答弁してきたつもりであります。

ただ、今おっしゃられたように、それは、財政に対する国信頼が揺らいでいるのではないかということをございますので、これについては政府として、中期財政フレームを含めて、そういう問題についての対応策を今後お示ししていくということあります。

○棚橋委員 まず第一に、後世、子供や孫たちに大きなツケを残しているという罪の意識は全くないことが残念でございます。

○棚橋委員 その上で、子ども手当は無差別なばらまきでな

いというならば、短く二問、質問いたします。

第一に、生計監護要件を満たせば、海外にいる子供十人、例えば長妻さんが、実子であろうが養子であろうが、そもそも養子にしていなくても、生計監護要件を満たせば子ども手当が出る場合があるんじゃないですか。

第二に、この不正受給に心配される、海外に子供がいるという証明に関して、外国語の訳は申請者、お金を受けている本人が責任を持つて訳するというふうに大臣はこの間答弁されました。それで不正受給は防げるんですけど。

以上、二点をお願いいたします。

○長妻国務大臣 外国人の皆様への支給については、もうこの場でもるる御説明をしているところでありまして、三十年前からずっとそういう形で、児童手当という形で支払われていたということで、平成二十三年度の制度設計の中でお子さんとの居住要件も含める方向でこれを議論していくことがあります。

二十二年度につきましては、あす以降速やかに自治体に通知を出して、自治体の御意見も聞いた上で、今検討しておりますけれども、確認の厳格化ということに努めています。

○棚橋委員 第一の質問にははぐらかして答えていませんし、第二の質問には全く答えていません。もう一度御答弁願います。

長妻さんが仮に海外に、養子であろうと妻子であろうと、そもそも養子も含めて子でなくとも、十人生計監護要件を満たせる子供を養育していた場合には、子ども手当は絶対に出ないんですか、出るケースもあるんですね。出るケースがあるのかどうか、まずお答えください。

第二に、本人が外国語訳を自分でやって、その責任で申請する、このようないくつか制度設計で不正受給の温床にならないんですか。

○棚橋委員 この二点、答えていませんからお答えください。

は今後の対応窓口も設けるようにしておりますので、それは不明なものがあればチエックできるような体制を取り組んでいくということになります。

外国人のお子さんの要件でござりますけれども、監護要件と生計を同じくするというような要件がございますので、今言われた案件について、これは日本に来る前にその母国できちつとその方と同居をしている、そしてかつ、日本に来られた後も同居をするということが大前提になるというふうに考えております。

○棚橋委員 最後の、日本に来られた後も同居をするという意味は、もうちょっと正確にお答えください。

○長妻国務大臣 日本に来る前に海外でそのお子さんと一緒に住んでおられ、日本に来て、そして日本から母国に帰国した後もその方々と基本的に住む、こういう一つの前提があるわけであります。

○棚橋委員 私はあえて長妻さんと申し上げたのは、では、大臣が海外で同居をしていて、日本に来られた場合はどうなりますか。また、養子、実子でない場合でも、十人でも二十人でも今の要件を満たしたら出るんでしょうか。一万三千円、十人だつたら十三万円、二十人だつたら二十六万円、毎月、日本国民の税金で、借金が多いこの国で出るのでしようか。出るのか出ないのか、お答えください。

○長妻国務大臣 これは、要件を厳密に確認するということが必要でございますけれども、常識的に、二十人も何十人も養子という形で、本当にそれがそうななか確認できない限り、それは支給されないと思います。

○棚橋委員 まず委員長、大臣に誠意ある答弁を求めてください。今何度も質問しているんですけどが、答弁が返ってきていません。委員長、お願いいたします。

○長妻国務大臣 あなた、中立公正な委員長でしよう。

○棚橋委員 委員長、あなた、中立公正な委員長でしよう。

大臣に注意してくださいよ。何度も同じ質問をして、もう、こう答弁が返ってきてないんですから。

○藤村委員長 棚橋君、では、もう一度質問してください。

○棚橋委員 三回目に、同じ質問をします。

子供でなくとも、長妻さんが養育監護要件を満たしている外国人の子供がいたら、子ども手当は出るんですか、十人でも二十人でも。月十三万円、月二十六万円。要は、養子、実子はもちろんですが、養子、実子でなくても生計監護要件さえ満たせばお金が出るんじやないですか。

民主党のやじを飛ばしておられる皆さん方は全然法律を理解していないでしようが、それを聞いているんです。お答えください。

○長妻国務大臣 それは出ないと思います。

○棚橋委員 生計監護要件を満たしても、養子、実子でなければ一切子ども手当は出ないんですね、この法律上。今そう答弁されましたね。よろしいですね。

○長妻国務大臣 今言われたのは、何か仮定の話として私ということを出されていたので、その私が日本にいながら、海外にお子さんが、あるいは養子がいるということは、その方とこれまで住んでいないわけありますので、それは出ないと答えない答弁はやめてください。

要は、長妻さんが海外に住んでいたときに子供を十人養育していた。そこで日本に帰ってきた。その子は長妻さんの子でもないし養子でもない。しかし、きちんと生計監護要件を満たして養育している。そのケースにおいては、十人であろうと二十人であろうが、子ども手当は出るんじやないですか。十人だったら十三万円が毎月、二十人だったら毎月二十六万円が日本国民の税金で、イエス、ノーでお答えください。

○長妻国務大臣 通常、そういうケースがどの程度想定できるのかわかりませんけれども、その場合は、日本国籍の人がそういう形で、海外で養子に出ます。日本国籍の人がそういった場合、

かあるいは何か不明確な形でそういうようなことをされておられるということになりますと、基本的には、これは厳格に確認をするということになります。

○棚橋委員 当たり前のことじやないですか。それは支給されないというふうになると思います。

○棚橋委員 ちょっと、もう一度、きちんと答弁するように言つてください。全然答弁していません。もう何分やつてあるかわかりませんが、全く答弁が返ってきていません。

○棚橋委員 委員長、速記をとめてください。

○藤村委員長 長妻大臣にもう一度答えていただきます。

んでいて、生計を一にするということが続いている、その途中に日本に来る、そして帰つてもまたその方々と住むということであろうかと思いますけれども、それに関しては、何十人の養子か養子でないか不明な方とずっと暮らしているということがありますと、これは当然、書類の確認ができる場合について支給されないというふうに申しあげているところであります。

○棚橋委員 では、書類の確認ができたら支給されるんですね。

○長妻国務大臣 それは厳格化でございます。

○棚橋委員 私は、子ども手当法案が成立して、当然、お互いこの法案を全部知っているという前提で話をしているんですよ。

○棚橋委員 そんなことはないでしょう。

○長妻国務大臣 それは不適正受給なので、養子か養子でないかわからない形で二十何人という子が養子でないかわからない形で二十何人ということは、常識的に考えられないのではないかと思っています。

○棚橋委員 そんなことはないでしよう。

○長妻国務大臣 それから、何よりも、これはお金を国から、不正受給なのか不適正受給なのか、取つていく話です。

○棚橋委員 それとも、長妻さんの考える法律というのは、みんなが常識を守るということを前提で考えていいんですか。だつたら、法律要らないんですよ。

○長妻国務大臣 それとも、長妻さんの考える法律というのは、悪いことをする人間に対して、それをさせないために罰則を設けてやつているんですよ。それなのに、常識的に考えられないんですか。だつたら、法律要らないんですよ。

○長妻国務大臣 それとも、長妻さんの理解能力が長妻さんに低いことまで私の責任にされては困ります。どうかお答えください。

○長妻国務大臣 監護という要件で生計を一にするという要件でございますけれども、それは、海外でその方々と暮らしている。一緒に住

て、協議をしておりますので、その厳格化もとのことで対応していきたいと思います。

○棚橋委員 大変残念なことに、大臣から全く誠意ある答弁がございません。

過ちは改むるにということをもう一度思い出してください。これで間違いく日本国民の税金が力モにされるんですよ。長妻大臣、あなたのせいに日本国民が力モにされるんですよ。やつぱりそれはおかしいですよ。もう一回、過ちは改むるにはばかりことなれということを考えてください。

○長妻国務大臣 まだが、どうやつて。

○長妻国務大臣 ですから、今、地方自治体とも協議をして、そしてその中で、書類厳格化の通知を出すとともに、厚生労働省にも今後対応の窓口を設ける。あるいは外務省とも連携をとる、あるいは出入国管理の法務省とも今話しております。

○棚橋委員 大変残念なことに、大臣から全く誠意ある答弁がございません。

過ちは改むるにということをもう一度思い出してください。これで間違いく日本国民の税金が力モにされるんですよ。長妻大臣、あなたのせいに日本国民が力モにされるんですよ。やつぱりそれはおかしいですよ。もう一回、過ちは改むるにはばかりことなれということを考えてください。

○長妻国務大臣 まだが、どうやつて。

えてきますよ。そのチェックを全部、市、町の役場で、村の役場でできるんですか。

大臣、もう一度御答弁ください。

○長妻国務大臣 今、通知、そして書類確認の厳格化というのは検討中でございますけれども、その途中過程ではございますが、今の翻訳については、これまで、日本語の翻訳書というのは御本人が出していいようなことになつておりますけれども、今後については、日本国内に居住する翻訳者に翻訳をしてもらう、その方の署名捺印及び連絡先の記載を求めるとともに、市町村から照会した場合は必要な対応を求めるということで、翻訳についても改善をしていくということです。

○棚橋委員 ちょっと待ってください。大臣、この間の答弁と違うじゃないですか。この間は、本人の責任で訳すと言つたじゃないですか。今は日本国内にいる別の者に翻訳してもらうと言つたんですか。では、変わつたんですか。前回は間違つていたんですね。撤回して謝罪されるんですね。前回の答弁は。

○長妻国務大臣 これは、きょうの時点までは今申し上げたような、御本人が翻訳をしていいし、それを添付するということになつていただけでござりますけれども、今後の対応として、今申し上げたようなことを予定しているということであります。

○棚橋委員 つまり、今ここで変わつたんですね。

○棚橋委員 つまる、こんな制度設計という過ちを改むるにはかかることがないかげんな制度設計といふね。ましたが、こんな制度設計といふね。もうちょっとときちんと考えて、本当にこれは不正受給の力モにされます。そのときあなたは責任をとれるんでしようか。このことをまず強く申し上げます。

第二点、先般、雇用保険法等の一部を改正する法律案がこの委員会で議論されました。改めて、この不正受給という、子ども手当の税金がカモに

される問題と同時に、もう一点聞きたいのは、雇用保険二事業に関して保険料を上げますね。

長妻大臣、お答えください。

○長妻国務大臣 これについては弾力条項というのがございまして、これが引き下げる料率となるところではありますけれども、今回はその弾力条項を発動しないということで、結果的には上がるところではありますけれども、今回はその弾力条項について、雇用二事業の中で雇用調整助成金など今大きな支出がされておりますので、労使の代表の方々についても労働政策審議会の場で合意をいただいて、これについてもお願いをしていこうというふうに考えているところであります。

○棚橋委員 だから増税ですね、こここの部分は、よろしいですね。保険料ですけれども、強制的に徴収する分には増税じゃないですか。広い意味での増税ということでおもしろいですか。

○長妻国務大臣 保険料の負担がふえるということではござります。

○棚橋委員 この雇用保険二事業、雇調金の話もやりつていませんが、それだけですか。ほかには事業をやつていませんが、それだけですか。ほかには事業をやつていませんが、それだけですか。

○長妻国務大臣 二事業といいますと、雇用安定事業、雇用調整助成金、あるいは能力開発事業ということで職業訓練、こういうもろもろのものがなされております。

○棚橋委員 そこに出ているお金のうち、一番わかりやすい例をお伺いいたしますが、これは質問通告をしてありますのでお答えください。

○長妻国務大臣 いいですか。今、千七百六十四億円、それから二十二年度においても、企画競争入札の部分を除いて一千億を大きく超えるお金をいわゆる天下り行政法人、公益法人に出すと言つて、いるんですよ。

○長妻国務大臣 これは、今まで我々も削るよ

ところ、雇用保険二事業の中から天下りがいる法

人へ支出している金額の実績が平成二十年度で約一千七百六十四億円、法人數が三十一法人、OBの役員数が五十五人ということになります。

○棚橋委員 今、長妻大臣の答弁と同じような平仄で、平成二十一年度においては幾ら支出される予定で、どれだけなのか、お教えください。

○長妻国務大臣 二十二年度につきましては、まだ、どこが受注者、そこが受注者になるかどう

か、不明な点もございますので、まずは補助金ということだけで予算化されたものを申し上げますと、まず、公益法人への支出の予定でございますが、平成二十一年度の予算では九十三億円であります。これは二十一年度の当初予算に比べて、当初予算是百二十五億円でしたから、三十二億円削減をしております。

そして、独立行政法人への支出については、二

十二年度予算で、これは四つございます。雇用・能力開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、勤労者退職金共済機構でございますが、四つ合わせて、二十二年度予算千二百四十五億円ということです。二十二年度当初予算に比べて三百二十一億円削減をいたしました。

○棚橋委員 いいですか。今、千七百六十四億円、それから二十二年度においても、企画競争入札の部分を除いて一千億を大きく超えるお金をいわゆる天下り行政法人、公益法人に出すと言つて、いるんですよ。

○長妻国務大臣 ここを削つていけば、千分の〇・五上げる必要はなかつたんじゃないですか。それなのに、その検討を十分にしないで、中小企業の事業主や零細事

業主には、負担とあえて言いません、増税させ

ています。それで天下りを維持するんですか。あなた、

う、野党時代指摘をしておりましたけれども、確かに箱物については、スパウザ小田原等々はなくなりましたけれども、さらに経費を見直すという

ことと、今回、独立行政法人では三百二十一億円削り込んだわけでございます。

○棚橋委員 今、雇用二事業のお話でございます。

もしております。

これは不十分だという御指摘があれば、それはまだ削減する努力が足りないというおしかりだと思いますので、これについては不斷の見直し、その努力をしていきたい。省内にも省内事業仕分けというグループをつくって、不断の見直しをしていこうというふうに決めております。

○棚橋委員 今、大臣の方から随契を一般入札に変えたという話ですから、それでは、政権交代後、随契ないし企画競争入札を一般入札に変えた、あえてそちらの土俵に乗ります、金額を教えてください。

○長妻国務大臣 これは今突然のお尋ねでござりますので、これは調べて、棚橋委員のところ、あるいはこちらの理事の皆様のところに届けさせるようになります。

○棚橋委員 何で今私がそういう質問をしたかわかりますか。要は、大臣はわかつていてやっているんでしょうが、厚生労働省の官僚は、一部の企画競争入札や随契を一般入札に変えた部分だけつまりましたと云いながら、全体の部分はブラックボックスなんですよ。今のような、こういう例もありますと云うならば、そもそも大臣は、厚生労働省の部下に、では全体の中で随契が一般入札になつたのはどれだけなのかという質問をするのがあなたの仕事じゃないんですか。こういうケースもありますと言つたら、ではこれは氷山の一角なのか、それともみんなこうやっているのかと言うのがまさに不断の改革に対する姿勢じゃないですか。それが感じられないじゃないですか。そう思われませんか。大臣、御答弁お願いします。

○長妻国務大臣 全く行革の姿勢がないというの私はそうではなくて、天下りの問題というの是非常に大きな懸案事項でございまして、この政権では、一定の、自動的に天下るようなポストについては公募をするということで、民間の方も広くその能力を發揮していただく場をつくっていこうというようなこと、そして入札あるいは調達の見

直しをするということにも取り組んでおりま

す。我々としても、そういう努力をして、今回も独立行政法人三百二十一億円、これは二事業かだととも思いますけれども、それら出しているお金だけでございますけれども、それを削減したということであります。

○棚橋委員 それでは、また長妻大臣の今のお話を乗りましよう。

独立行政法人が公益法人か、ちょっと主語を明確にされませんでしたが、公募をするという形で、官庁OBが自然とそのいすに座るということを排除するとおっしゃいましたが、では、公募の結果、官僚OBが選ばれたケースの割合はおおむね、大ざっぱで結構ですから、何割で、民間の全く霞が関に関係のない方が選ばれたケースは、民主党政権になって厚生労働省関係では何割でしょうか。

○長妻国務大臣 厚生労働省分につきましては、昨日、公募の結果を発表いたしましたけれども、理事についてはずべて民間の方でございまして、官僚の方はおりません。

これは突然の質問ですが、大臣が今自分で、公募をしてこれだけ変えていますと言つているんですから、基礎的なそれぐらいの数字は入つていて、と思いますので、お答えください。

○長妻国務大臣 厚生労働省分につきましては、昨日、公募の結果を発表いたしましたけれども、理事についてはずべて民間の方でございまして、官僚の方はおりません。

○棚橋委員 何人公募して何人選ばれたのか、教えてください。

○長妻国務大臣 昨日の発表でございますけれども、八つの厚生労働省の独立行政法人のうち十七

の点をお答えください。

第二に、厚生労働省所管の公益法人の方はいかがでしょうか。それとも、これは、建前として公益法人は民間だから公募はさせていないということでしようか。この二点、お答えください。

○長妻国務大臣 まず、公益法人につきましても一定の、例えば五代連続で天下りが続いているボスト等要件を決めて、そういうものについては公募をしております。

そして、では、今は公募の人数だけども、今は実数としてそれぞれの独立行政法人に何人がいるのかということでありますけれども、OBがいるのかということです。それらが突然のお尋ねでございますので、それはいつも理事が来て、それについても理事が皆さ

んと棚橋委員に資料を提出します。

ただ、これはまだ任期が途中の方でもございませんので、これについても任期の途中でやめていた

ただことができるのかできないのか、いろいろなことがござりますので、基本的には、任期が来て、それが再任するかしないかというタイミングで公募をして、今回、この公募の部分については今申し上げたような結論となつたわけであります。

○棚橋委員 今件は、厚生労働省が所管する公益法人全般という御答弁でよろしいでしょうか。

○長妻国務大臣 当然、すべての公益法人を公募するということではありませんけれども、今私が申し上げた、五代連続で同じ厚生労働省からOBが天下る指定席ポストを保有しているすべての厚生労働省所管の公益法人ということです。

○棚橋委員 この問題については、さらには次機会に質問をさせていただきます。

もう一点、派遣事業法の改正についてお伺いいたします。

私は一生懸命働きながら不安定な立場にあります。派遣で働いている方々の立場を守つていかなきやいけない。これは、その方々のためだけではなくて、日本社会全体のためもあるというふう

に理解をしております。

しかし、今般政府から提出されます派遣事業法の改正で、本当に派遣で働いている方々は正社員になれるのでしょうか。なれるとしたら、この法改正で一体どれだけの方が正社員にふえるのか。まず、どれだけの方が正社員になるのかというシミュレーション、人数、大ざっぱで結構ですか。その点と、なぜそれが言えるのか、そのシミュレーションの大ざっぱな構成、これをお答えください。通告はしております。

○長妻国務大臣 この派遣法の改正につきましては、これまで行き過ぎた労働の規制緩和が行われたというようなことがございましたので、登録派遣の禁止、そして製造業派遣の原則禁止というような対応をさせていただき、派遣労働者の仕事の権利を確保していくということでございます。

その措置をすることによって規制の対象となる派遣労働者の数は約四十四万人になるというふうに考えておりますけれども、その方が、何人が派遣の禁止、そして製造業派遣の原則禁止というよう正社員に移行するか否かというものは我々は試算をしておりませんけれども、できる限り多くの方が正社員となるということで、これ以外の正社員化を促進する政策と組み合わせて、そういう方々に正社員化の道を進めていきたいというふうに考えております。

○棚橋委員 法案を出すに当たって、その程度のシミュレーションもしていないんですね。この法が出来ることによつて、全くこの法律の目的とは逆に、派遣で働いていた方がまさに派遣切りに遭うような可能性はないんですか。せつから派遣で働く

いる方々を守ろうと、その点は一緒ですが、この法律では逆効果にならませんか。今、こういう点をきちんとシミュレーションしてやるのがあなたの方の仕事じゃないですか。もう一度、その

点、御答弁ください。

○長妻国務大臣 まず、労働のこういう規制緩和をして、私は、行き過ぎた規制緩和をした自民党に本当に大きな責任があつて、その後、それを引きつとやはり対応するということで我々はこうい

う派遣の方に対する法案を検討しているというごとでございまして、まず反省というのもしていただきたいというふうにも思います。その中で、正社員に採用される……(発言する者あり)

○藤村委員長 静粛に願います。

○長妻国務大臣 何人の方が雇用されるかどうかというのは、その時々の景気、雇用情勢にもよるため、我々としては、正確な予測というのはしていないところあります。

○棚橋委員 まず、委員長に御注意申し上げます。委員長、委員長に御注意申し上げます。

民主党の議員からやじが出たときには静粛にと言わずに、自民党議員だけ注意するのは不公平じゃありませんか。中立公正にお願いいたします。三月十二日の子ども手当の強行採決といふても中立公正な委員長の態度とは思えません。

そこで、もう一度、長妻大臣に申し上げますが、その自民が自民がと言うのを、もうそろそろ卒業したらどうですか。

その上で私は、今厚生労働大臣にあるあなたに聞きたのは、派遣で働いている方々の立場を強くして、社会全体として守る、その上で経済を活性化しなきゃいけないんでしょう。この法律でかえつて、彼らの立場あるいは彼らの仕事を失うようになることになりませんか。中小企業がもうやつて、その前に二問、ほかのテーマで質問をしてまいります。

当たり前ですが、政治は結果を出すのが仕事なんですよ。それなのに、とりあえず自民党的規制緩和に対して我々は守る法律を出しましたからそれでいいんですけど、命を守ると言ひながら守つていらないのが鳩山政権じゃないですか。どうが、その点もう一度、どういうシミュレーションでこの法律を出せば、どれだけの方が派遣社員から正社員になれて、一方で、中小零細企業を中心につきましては、きちんと経済活動がやれるのか、お答えください。

○長妻国務大臣

これについては、まず、登録型

平成二十二年三月三十一日

公明党が精力的に取り組んでまいりました、が

いります。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

きょうは、私がこれまで取り組んでまいりました

たうつ対策を中心質問をしてまいります。

その前に二問、ほかのテーマで質問をしてまいります。

まず、がん対策の推進についてお伺いをしてま

す。

○古屋(範)委員 この問題、さらに追及してまいります。

その上で、もう一度最後に申し上げます。

○棚橋委員 この問題、さらに追及してまいります。

派遣の原則禁止、製造業派遣の原則禁止というのは、公布の日から三年以内の政令で定める日といふことでございまして、その間にいろいろ我々も現状を見て、そして正社員化する政策、雇用政策もございしますので、それを十分働きさせて、派遣の方が失業にならないように、あるいは直接雇用になるように転換をしていきたいというふうに考えております。

そこで、平成二十一年十月二日の本会議におきまして、前代表が、がん対策推進基本計画ではがん死亡を二〇%減らす目標を掲げており、その着実な実行が不可欠である、特にがん検診の受診率五〇%への取り組みは重要であり、国民の生命を守るがん対策を確実なものとするために、できるだけ早期の計画の中間報告を義務づけ、進捗状況を確認することを提案する、このように述べております。

そこで、舛添厚生労働大臣は、厚生労働省といったがん対策推進基本計画に定める目標等を確実に達成するため、基本計画の進捗状況を把握するため、本基本計画の進捗状況を把握する

当時、舛添厚生労働大臣は、厚生労働省といつては、平成十九年六月に閣議決定されましたが、その点が極めて重要であると考えております。基本計画の進捗状況につきましては、来年度末を目指して、中間報告を行いたいと思う、このようにお約束をいただいております。

新政権になりましたけれども、この方針は引き継がれているというふうに考えております。

そこで、長妻大臣、がん対策推進基本計画の中間報告は、いつ、どのような形で出されるのか、これについてまずお伺いいたします。

○長妻国務大臣 今おつしやられた、がん対策推進基本計画の中間報告をすることになつてゐるところでござりますけれども、これについて、ことの三月十一日にがん対策推進協議会がございましたので、長妻大臣、がん対策推進協議会がございまして、その中で、中間報告というのが、もう少し時間が埋めていく、介護現場のニーズにしつかりとこたえているというのがこのキャンナスの活動であります。

菅原代表は、一般市民の方やナースの方からの賛同やSOSの声を聞きながら、日本じゅうに星降るなどの訪問看護ステーションをとることを掲げまして、平成二十年十一月に開業看護師を育てる会を設立し、今日まで活動されております。

特定看護師に医業の一部を解禁する話、あるいはヘルパーに医療行為を許可する話、そしてナースの仕事

表したいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 もう少しかかるということでお

ざいますが、ぜひ早急に中間報告をお出しいただ

きまして、それに基づいてさらに、その後半の、

五六年のうちの残りの期間についての対策をしつかりと講じていただきたい、このように思います

ので、何とぞよろしくお願ひいたします。

一

そのものの見直しが大きな話題となつております。特定看護師に関しては大きな進歩と考えております。しかし、課題はたくさん残されております。

看護師不足が叫ばれておりますけれども、子育てで一たん家庭に入つたナースも、子供が保育所、幼稚園から戻るまでの時間を利用して訪問看護に従事をしよう、こういう方もいらっしゃるかと思います。こうした資格を持ちながら看護現場で業務できない、いわゆる潜在ナースを有効な在宅看護の担い手として、その活用と再教育の方を早急に検討すべきと考えております。

また、高齢者も障害者も子供も安心して地域社会で過ごしていくためには、訪問看護事業所の普及が必要不可欠であります。看護師も一人で開業できる、この一人開業というのを認められますと、例えば小学校区に一つ程度の看護ステーションが整えば、看護師同士の看護連携ができるので、一人でも何とか対応が可能なのではないか、このように考えております。

訪問看護事業所数が充足するための施策としては、ぜひ訪問看護の人員配置基準である二・五人を見直して、一人でも事業所が開設できるよう、このことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○長妻国務大臣 今、古屋委員が言われたお気持ちは同感であります。訪問介護だけじゃなくて、やはり、看護師さんが夜も訪問できることができるのではないかと思います。

ただ、今現状を見ますと、小規模な事業所ほど訪問看護ステーションは経営状態が悪くて、やはり、夜間、緊急時の対応ができないというふうなときもあつて、サービスを安定的に供給できているのはなかなか言いがたい。ただ、数が足りないというのもよくわかるところでございます。

そして、今おつしやられた常勤換算で二・五人の看護職員の配置についてもという話でありますけれども、やはり一定のレベル、最低限のレベルも出でております。こうした自殺の原因も、うつで

は確保した上で、できる限り今後とも、地域包括ケアシステム、二十四時間、三百六十五日が最終目標でございますけれども、その構築を目指してござりますけれども、その構築を目指してございます。

○古屋(範)委員 公明党で昨年行いました介護検査で、七万七千人の方々に街頭でアンケート調査を行いましたけれども、その中で、自分が高齢になつて介護が必要になつたとき、どこで受けたのかという質問をいたしました。そうしました

ら、介護施設、それから在宅、これがほぼ同数でありますまして、病院というのは非常に少なかつたわけなんですね。

在宅における介護は当然でありますけれども、やはりそこに看護、医療、そしてリハビリ、こうしたものまで含めて、在宅での二十四時間、三百六十五日のそうしたケアが受けられるような体制が必要なのではないか、このように考えております。

○長妻国務大臣 ちといのは同感であります。訪問介護だけじゃなくて、やはり、看護師さんが夜も訪問できるような体制というので初めて安心して在宅介護ということができるのではないかと思います。

次に、きょうのテーマであります、うつ病対策について伺つてまいります。

訪問看護ステーションは経営状態が悪くて、やはり、夜間、緊急時の対応ができないというふうなことがあります。厚生労働省が実施している患者調査でわかりました。また、きょうの新聞でありますけれども、内閣府が初めて統合調査を行つたそうであります。厚生労働省が人口動態統計、あるいは警察庁が自殺統計をそれぞれ集計しているんですけれども、初めて両省庁のデータを集約分析したということであります。自殺者は三月の月曜日が一番多い、危険であるというような記事も出でております。こうした自殺の原因も、うつで

あることが非常に多いということも指摘されております。

この患者調査によりますと、うつ病が大半を占める気分障害の患者数は、平成八年に四十三万三千人、平成十一年には四十四万一千人、ほぼ横ばいで増いたけれども、十四年から七十一万一千人と急増いたしました。今回の平成二十年調査では百四十千人に達しております。この十年足らずで二・四倍に急増したというわけです。このうつ病で最も懸念されますのが、先ほど申しました自殺との関係であります。自殺の動機として最も多いのが健康問題であり、このうち、うつ病を理由とするのが最も多いことが問題となります。

こうした国民の生命を守るために、私たち公明党では、平成二十年四月、党内にうつ対策のワーキングチームを設置いたしました。そこで、関係団体、また専門家とも意見交換を重ねまして、同年七月、うつ対策の具体案を政府に提言いたしました。

提言では、うつ病の早期発見、早期治療の推進へ医師の診断能力の向上、また、患者の専門医受診率を五割以上に引き上げる。現在、二五%といふ低い率になつております。治療における精神療法の拡充強化、労災の休業補償など安心して治療に専念できる社会づくり、患者の社会復帰のプログラムを整備し、社会復帰を実現する。こうしたものを骨子といたします十七項目の対策を、子供のうつ対策もあわせまして、うつ対策を提言いたしました。厚生労働省でも、現在、自殺対策、そしてうつ病対策の検討会をつくりまして、とにかく自殺の大好きな原因となつているこのうつ病対策に取り組ませていただいております。

公明党のうつ対策ワーキングチームの座長として、うつ対策に御尽力されておられます古屋委員に敬意を表したいと思つております。

○山井大臣政務官 古屋委員、御質問ありがとうございます。

公明党のうつ対策ワーキングチームの座長として、うつ対策に御尽力されておられます古屋委員に敬意を表したいと思つております。

厚生労働省でも、現在、自殺対策、そしてうつ病対策の検討会をつくりまして、とにかく自殺の大好きな原因となつているこのうつ病対策に取り組ませていただいております。

今御質問をいたしました、かかりつけ医の病対応力向上研修についてであります。古屋委員御指摘のよう、早期に発見して適切な治療を受けるということが一番重要であるにもかかわらず、かかりつけ医の方の中にまだうつ病に対する理解が不十分ということがござります。そこで、平成二十一年度には、四十の都道府県と指定都市がこのうつ病対応力向上研修を行いました。平成二十一年度には、六十五の都道府県・指定都市と、いうふうにふえております。

ただ、古屋委員御指摘のように、まだまだ未実施なところがありますので、格差がつくとこれは問題ですので、今後とも全国の会議等を通じて働きかけを図つてまいりたいと思います。

○古屋(範)委員 二十一年度で六十五都道府県・政令市ということであります。今後、自治体間で、熱心なところ、そうでないところ、開きがあると思いますので、ぜひ、未実施のところは当然だと思います。

いうふうに思つております。

このうつ病でありますけれども、これは無作為に選んだ四千人余りを対象として面接調査を行つた調査がございます。これはWHO国際共同研究の日本での調査によりますと、うつ病の生涯有病率、一生のうちに一度治療が必要な状態になる人の割合が六・三%ということで、十五、六人に一人くらいの割合でうつ病が発生するということであります。いわば国民病というふうに言えるのではないかと思つております。

それから、うつ病の患者さんは女性の方が多いんですね。一対の割合で女性の方が多い。経界の方とも意見交換した折には、非常に女性は元気だと、この事実は余り御認識がなかつたのですが、産後であるとか更年期とかそういう要因もあると思いますし、こうした国民にとって非常に大きな問題、これがうつ病であります。ぜひ、国としても総力を挙げて対策に取り組んでいただきたい、このように思つているわけです。

次に、子供のうつ対策についてお伺いしてまいります。

かつては、子供はうつ病がないというふうに言われていた時代もあるそうです。まだ知能も未発達だし、そういう子供はうつにはならないという学説があつたそうなんですが、そんなことはなくて、世界的に見ましても、約五%の子供が治療が必要なうつ病にかかっているそうです。十八歳までの子供は二〇%が、いずれかの時期で治療が必要なうつ状態になつていると言われております。

私たちも、日本医科大学精神医学教室の齊藤卓弥先生に、子供のうつについていろいろ伺いました。子供のうつはなぜ深刻なのかというふうに言いますと、大人でしたら、自分で病院に行こう、そう思えるかもしれないのですが、子供の場合にはみずからそういうこともしにくいということもありますし、また、大人の場合には、もとの水準に戻れば、復職、仕事に復帰するということになるとんでしょうが、子供は、失った時間と場所の両

方を取り戻してやつとほかの子供と同じようになるということとして、その点、大人の回復よりもはるかに難しいと言つております。

特に、学校に行けなかつたというようなことでありますと、その影響が生涯残つてしまつてあります。しかしながら、子供のうつは、大人と出方も症状も違うというふうに言つておりますし、また、治療方法も大人とは違う面がある、このようにおつしやつています。しかし、こうした子供のうつを的確に診断できる専門医というのは非常に少ないわけであります。早急な育成が求められております。

厚労省は、平成十八年三月に、子どもの心の診療医の養成に関する検討会平成十七年度報告書を発表しまして、子供の心の診療医の養成確保に向けた取り組みが進むことが期待されております。そこで、この子供の心の診療医に専門的に携わる医師の育成、これに関する御意見を伺いたいと思います。

○山井大臣政務官 古屋委員、御質問ありがとうございます。

子供の心の問題に対応できる医師の養成は非常に急務だというふうに思つております。実際、生活保護の母子家庭には、お子さんにつつ症状の方が多い、お母さんにもうつ症状の方が多いという結果も出ておりましたし、またDV被害、また児童虐待の被害のお母さん、お子さんにもやはりうつ症状が出ていて。大人のうつももちろん深刻であります。

今実施しておりますが、平成二十一年度までに千人を超える医師がこの研修を受講しているところです。

また、うつ病に関しては、これまで内科医等に行つてまいりました、先ほど答弁しましたかかりつけ医うつ病対応力向上研修事業についても、平

成二十一年度からは小児科医なども対象に追加しておりますので、かかりつけ医の方々のみならず、小児科医の方々にもこのような心の問題への対応をこれから取り組んでいただきたいと思っております。

○古屋(範)委員 今、政務官から御答弁いただきましたけれども、この平成二十年から実施しておきましたかかりつけ医うつ病対応力向上研修、来年度からは小児科医も含めてくださるということになります。

やはり、子供の様子がおかしい、学校に行きたがらないなどなどありましたら、まず最初に行くのは小児科医であると思います。ですので、この小児科医が、そうした専門医につなげる必要がある、そのように判断できるかどうかということがその先への大きな治療のステップになると思いますので、この小児科医の研修もぜひ、地域格差が出ませんよう、全国での実施をしていただきたいと思っています。

今後は、この子供のうつ対策に対する啓蒙と教育が重要になつてくるのではないかと思つております。ぜひ厚生労働省は文部科学省と連携をして、こうした子供の心の問題への対応についての研修を養護教諭も含めてやっていくべきだ、このように思いますが、この点はいかがでしょうか。

○山井大臣政務官 古屋委員、御質問ありがとうございます。

先日、文部科学委員会でも、公明党の池坊保子先生から御指摘をいたしました。本当にこの心の苦しみを負つておられるお子さんたちに対しては、これは医療のみならず学校現場での対応も非常に重要だと思っておりますので、これからも連携をして取り組んでまいりたいと思います。

今実施しておりますが、平成二十一年度までに千人を超える医師がこの研修を受講しているところです。

また、うつ病に関しては、これまで内科医等に行つてまいりました、先ほど答弁しましたかかりつけ医うつ病対応力向上研修事業についても、平

それから、認知行動療法についてお伺いしてま

ります。

私たちのワーキングチームで沖縄に参りました。精神保健福祉センターに参りました。また、精神医療の現場で注目される認知行動療法の日本における第一人者であると言つております慶應大学の大野先生からもヒアリングを行いました。

そこで、私たちの提言でも、治療における精神療法の拡充強化というものを訴えてまいりました。今回の診療報酬改定をおきまして、認知行動療法の評価が新設されたということでありまして、この意義は非常に大きいというふうに評価をいたしております。

しかしながら、診療報酬では評価が今回新設されましたんですが、実際、この認知行動療法が非常に少ないというふうに評価をいたしております。

されど、この認知行動療法を受けたいという方がたくさんいらっしゃいまして、こちらにもいろいろと連絡を下さるんですが、一体どこの機関でどんな専門的な治療が行われているのかというような情報が余りないというのが現状であります。そこで、視察をした沖縄に、関東の方がわざわざ行って、それで治療をしたい、こういう方もいらっしゃいました。

沖縄では、ディケアというプログラムをつくつていてまして、週一回、精神保健センターに参ります。そこで認知行動療法を受けて、あとは、ホームワークといつて、自宅に帰るなり、あるいはお仕事をしている方もいるかもしれません、あとムワーケといつて、自宅に帰るなり、あるいはお仕事をしている方もいるかもしれません、あとはホームワークをやつて、それを身につけていくというプログラムで、実際、このプログラムを修了して仕事を復帰されているという方が非常に多くいらっしゃるんですね。効果があるというふうに伺つております。

この認知行動療法を行う専門医の育成が急がれます。専門医の育成について御所見をお伺いいたします。

○古屋(範)委員 ぜひ省庁の壁を越えて、子供のためにここのこところは文科省と連携して、養護教諭もこの研修に含められるようよろしくお願ひいたします。

また、うつ病に関しては、これまで内科医等に行つてまいりました、先ほど答弁しましたかかりつけ医うつ病対応力向上研修事業についても、平

○山井大臣政務官 古屋委員、御質問ありがとうございます。

今御指摘のように、この認知行動療法というのは非常に効果も上がっています。古屋委員から御要望も受けまして、平成二十一年度の診療報酬改定では、初めて、診療報酬上四百二十点という報酬を新設させていただきました。そして、厚生労働省では、平成二十一年度に専門家向けのマニュアルを作成したほか、平成二十一年度には、認知行動療法を普及させるために、国立精神・神経医療研究センターにおいて、認知行動療法を積極的に使う医師の養成のための研修を初めて実施する予定であります。

これからも、これらの取り組みを通じて、認知行動療法を行うことのできる専門家の養成を図つてまいりたいと思っております。

さらに加えまして、先ほど御質問をいただきました、養護教諭等が思春期精神保健対策専門研修事業を受けられるようについても、現在でも、医療従事者だけではなく養護教諭等の学校関係者の参加も可能となっていますが、さらにつれから、養護教諭の参加について都道府県等に呼びかけてまいりたいと思っております。

最後にちょっと一点だけ、答弁の訂正があります。先ほど、最初、かかりつけ医うつ病対応力向上研修、二十一年度が四十カ所で、二十一年度が五カ所と言いましたが、申しわけありません、五十一カ所の間違いでございました。訂正させていただきます。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

こうした専門医の育成は非常に急務であると思つております。

そこで、先ほども触れましたが、問題なのが、日本の中では二五%の方しか医療機関を受診していない。これは、いろいろな理由があるかと思います。いろいろの調査をしてみると、何とか自力で治るのではないかと思ったとか、あるいは、自然に治

ると思ったた、このように答えていらっしゃる方が多いですし、また、職場の中ではかの人に知らされはまずい、いろいろな理由があるとは思います。が、ともかく受診をしている方の比率が非常に低いというのが我が国の特徴であります。早期診断と適切な治療が欠かせないというわけで、受診率の向上が非常に大きな課題であると思っておりまます。

そこで、イギリスにおきましては、軽症を含めれば六人に一人がうつ病とか不安障害に悩んでいると言われております。ここでは、国を挙げて心の病に悩む人を一人でも減らそうという取り組みが行われているそうです。

これも慶應の大野先生から伺つたものなんですが、イギリスの精神療法家養成計画に関して、こ紹介させていただきたいというふうに思つております。

これは、うつ病や不安障害で苦しんでいる患者さんの治療の中で、エビデンスの出ている精神療法を受けられるかどうかに関して、イギリス内に存在する地域格差を解消する目的で、ブレア政権に時代に計画をされたということです。それが、国家的なプロジェクトとして現在のブラウン政権にも引き継がれて、実際に今、動き始めているそなです。

二〇〇八年から、心理療法を希望するすべてのうつ病と不安障害患者に国が治療を提供する心理療法アクセス改善、IAPTプログラムを導入いたしました。現場での治療は無料だそうです。一回五十分、不安を感じる原因やその対処法などを心理士と話し合つて、実際には、動き始めているそなです。

従来は、うつ病や不安障害の患者のうち、治療を受けているのは四分の一とどまつていたそうです。臨床心理士の不足が理由で、治療を受けるために平均一年半も待たなければいけなかつた。これがイギリスの現状だつたそうです。

そこで、イギリス保健省の計画では、三年間で約三百四十六億円を投じまして、心理士三千六百

人を養成する、新たに九十万人が治療を受け、半数が回復すると試算をしているそうです。新聞のこの金額とはちょっと違うんですが、イギリス保健省の出しているペーパーを見ると、この金額だとうふうに思います。四回から二十回の心理療法と、それから栄養指導などの生活支援も組み合わせまして、抗うつ薬などの薬は原則使用しないそうです。

心理士の養成費用と、治療によりうつ病患者が回復をして就労不能給付金の支出が減った場合の費用対効果が、イギリスにおいて心の病による損失は約一兆八千億円、非常に多額であります。日本では恐らく、人口比からいっても、これより多いと推計されます。生産性の向上なども考えれば、いわゆるおつりが来るというわけであります。

そこで、政府の自殺対策強化月間も本日で最終となりました。厚労省の自殺・うつ対策プロジェクトチームでは、近く今後の対応の方向性が提示されました。

そこで、あしたからの新しい診療報酬でも、四百二十点、一点十円でありますから一日につき四千二百円ということがあります。これについてもはもっとふやすべきだという御意見もありますが、今までついていない認知行動療法について新しく診療報酬をつけさせていただいたということになります。

これは、本人にとつても、家族にとつてもそうですね。これは、本当にとつても、こうした費用対効果の面でもそうであるべきだと思います。

うつ病に伴う経済的損失が一兆円とも言われる我が国において、イギリスのIAPTの成果を認めました上で、薬を原則使わないこの心理療法、認知行動療法を希望するすべてのうつ病の患者の方々に提供するためには、治療体制を考えるべきだと思いますけれども、これについての御所見をお伺いいたします。

○長妻国務大臣 今、古屋委員御指摘のようになります。私も、イギリスについては非常に注目をしておりました。

まず一つは、今もお触れになりましたけれども、うつ病は、患者さん、家族が大変御苦労をされておられます。これが不謹慎かどうかはわか

ります。イギリスは公表したということで、国民的に、あ、これだけの損失があれば、やはり一定の財政措置をしてそれに応する必要がある、こういう意識醸成をしたというふうに承知しております。今、厚生労働省内でも、日本国におけるうつ病についての経済的損失額を算出するようにしております。

そして、今おつしやられたように、やはり抗うつ剤などの薬だけではなくて、今言われた認知行動療法、簡単に言うと、コンサルタントという方が再発率が低いというのはイギリスでも言われております。つまり、やはり日本国も、薬を中心の治療から今言われた認知行動療法に転換しなきやいけないというふうに考えております。

そこで、あしたからの新しい診療報酬でも、ソーシャルワーカー等も含めて、認知行動療法の充実について、今後、何らかの目標を定められなかつて、いかということを検討していきたいと思います。○古屋(範)委員 この損失額を厚労省としてこれから試算されるということでもあります。一人の国民の心の健康、そして家族のために、ぜひひこうした認知行動療法、専門家の育成、そして推進をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、相談、カウンセリング等の資格を持つた方々の人材活用についてお伺いをしてまいりました。こうした心の病、また自殺、過労死に関係する専門家の資格というのは非常に多くの種類がありませんけれども、経済的損失の金額というのを

ます。私も、今回調べてみて、知らなかつたものもありました。

認知行動療法にはその専門家が必要ですけれども、どうしても医師、看護師など絶対数が不足をしておりまして、その対応ができないというの現状ではないかと思つております。私は、うつ病や精神疾患に至るその前段階で、治療が必要だと精神科に行くその前段階で、これを見きわめた上で、心理士などの医療心理技術者等の資格を持った方々の活用をもつと考へてもよいのではないかと考えております。

例えば、心の問題や悩みに関して話を聞いて寄り添う、こうすることによって心のケアができる。やはり対話が重要であると考へております。だれもがつらいことがあつたときに心のうちを話せる相手、以前は地域にそういう世話をやいてくれる人がいたんでしょうが、この時代にはなかなかそういうわけにもまいりません。例えば民間資格の精神対話士、この存在が注目をされております。きようの天声人語にも少しその関連のことが出ております。これは、池田小の殺傷事件があります。そのとき娘さんを亡くされた方なんです。が、この方が、精神対話士に出会うことによって笑顔が戻つてきた、心が持ち直した、このようなことがきょうちよつと記事に出ておりました。精神対話士というのは、メンタルケアの養成講座を修了して、厳正な選考を経て、メンタルケア協会に登録をされている心のケアの専門職であります。

また、福井市の教育委員会では、小学校のカウンセラー配置事業を独自に立ち上げまして、精神対話士をスクールカウンセラーに採用して、広く生徒のストレス、悩みに対応して、気軽に相談できる環境をつくつてあるそうです。いじめや不登校などの重大な問題につながる芽を事前に摘み取つていくということで、実際、精神対話士が派遣されている学校では確実に不登校増加に歯どめがかかっているという報告をいただいております。

また、ハローワーク金沢にも、昨年十二月、職業、住宅、生活支援の総合窓口、ワントップサービスデーに初めてブースを設けるなど、失業者的心を支える役割を担つていたそうです。さらに、石川県では、精神対話士を活用して、精神科に行くその前段階で、これを見きわめた上で、心理士などの医療心理技術者等の資格を持った方々の活用をもつと考へてもよいのではないかと考えております。

いじめに遭つたり引きこもつてゐる子供や青年、肉体的な重い病気につかつて精神的に参つてやる病人、虚脱感、孤独感を強く感じてふさぎ込んでいる高齢者、病人やお年寄りを介護、看病し続けている家族、精神的に疲れ切つてゐる人など、心の健康の維持といふのは非常に大きな課題であります。そこで、国としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つてもらう、こうした精神対話士の重要性は非常に強まつてゐると思われます。

そこで、国としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つた人材の活用をもつと図るべきだと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○長妻国務大臣　厚生労働省の取り組みを伺うにつけ、非常に多部局にまたがつてゐるところです。そこで、國としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つた人材の活用をもつと図るべきだと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

私も、今回こうしたさまざまな厚労省での取り組みを伺うにつけ、非常に多部局にまたがつてゐるところです。そこで、國としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つた人材の活用をもつと図るべきだと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

そこで、私たちの総合うつ対策の提言におきまして、健保の傷病手当の活用拡大、あるいは安心して治療ができるような労災保険の休業補償、障害者手帳取得の促進などを訴えてまいりました。

うつ病患者にとっては、生活していける経済力があるうち、この傷病手当が支払われてゐる間は何とか自殺を防ぐことができる傾向があるとも伺いました。ですから、経済的な支援は本当に重要であります。自己負担割合で自立支援の入省式といふことで、新人の心理職の職員も厚生労働省は採用しているところでありまして、そういう心理職の知恵も出して、チームで今のうつ病対策に取り組むということが重要だと思います。

まず、二十二年度からは、その研修を強化していこうということで、国立精神・神経医療研究センターにおいて、二十二年度、来月から、臨床心理技術者、精神保健福祉士などを対象として、順次研修を実施していくふうに考えております。

あとは、今おつしやられたような精神対話士といふ方も、これはメンタルケア協会で今八百人おられるし、臨床心理士は一万九千八百三十人がおります。

そこで、患者が安心して治療に専念できるよう、うつ病になつたときは、このようにたくさん支援が既にあるのだということを皆さんに知つ

られますので、そういう方が先ほどの療法にどれだけ従事していただけるのか、あるいはこれがただれだけの人員が不足するのか、そういう現状把握もした上で、先ほどの研修強化も含めたチームの対応というのも検討していきたいと思います。

これはお寺で行つたようなんですが、本年二月から三月にかけて三回、悩みを抱える人たちの相談に無料で応じております。これは県の自殺防止対策の補助金認定事業で行われております。

こうした取り組みが全国に広がつてほしい、このように期待しております。

いじめに遭つたり引きこもつてゐる子供や青年、肉体的な重い病気につかつて精神的に参つてやる病人、虚脱感、孤独感を強く感じてふさぎ込んでいる高齢者、病人やお年寄りを介護、看病し続けている家族、精神的に疲れ切つてゐる人など、心の健康の維持といふのは非常に大きな課題であります。そこで、國としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つた人材の活用をもつと図るべきだと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

私も、今回こうしたさまざまな厚労省での取り組みを伺うにつけ、非常に多部局にまたがつてゐるところです。そこで、國としても、臨床心理士あるいは精神対話士など、メンタルヘルスに関連する資格を持つた人材の活用をもつと図るべきだと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

そこで、私たちの総合うつ対策の提言におきまして、健保の傷病手当の活用拡大、あるいは安心して治療ができるような労災保険の休業補償、障害者手帳取得の促進などを訴えてまいりました。

うつ病患者にとっては、生活していける経済力があるうち、この傷病手当が支払われてゐる間は何とか自殺を防ぐことができる傾向があるとも伺いました。ですから、経済的な支援は本当に重要であります。自己負担割合で自立支援の入省式といふことで、新人の心理職の職員も厚生労働省は採用しているところでありまして、そういう心理職の知恵も出して、チームで今のうつ病対策に取り組むということが重要だと思います。

まず、二十二年度からは、その研修を強化していこうということで、国立精神・神経医療研究センターにおいて、二十二年度、来月から、臨床心理技術者、精神保健福祉士などを対象として、順次研修を実施していくふうに考えております。

あとは、今おつしやられたような精神対話士といふ方も、これはメンタルケア協会で今八百人おられるし、臨床心理士は一万九千八百三十人がおります。

そこで、患者が安心して治療に専念できるよう、うつ病になつたときは、このようにたくさん支援が既にあるのだということを皆さんに知つ

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長妻国務大臣 ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の医療保険制度においては、現在、各医療保険者の財政状況が非常に厳しくなっております。その背景としては、経済状況の悪化により被保険者の収入が落ち込んでいること、高齢化等により医療費が増加していることが主に挙げられます。

また、市町村国民健康保険に対し講じている財政支援措置が平成二十一年度末で期限切れを迎えます。

さらに、後期高齢者医療制度において被用者保険の被扶養者であつた方に対する保険料の軽減措置も、多くの方について適用期限が切れることがあります。

したがつて、このままでは、市町村国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度それぞれの平成二十二年度以降の保険料の大幅な上昇が見込まれるところであります。

このため、医療保険制度の安定的な運営を図ることともに、現下の厳しい経済状況の中で、できる限り保険料の上昇を抑制するために必要な財政支援措置等を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一に、国民健康保険制度においては、その財政基盤の強化を図るために、所得の少ない方の数に応じて市町村を支援する制度や、高額な医療費に對し国及び都道府県が補助する事業を継続することとしております。

また、一定額以上の高額な医療費の負担を市町村が共有する事業について、都道府県の権限と責

任の強化を図った上で継続することとしております。

あわせて、国民健康保険事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、都道府県が市町村に対する支援の方針を策定できるようにすることとしております。

また、保険料の滞納により世帯主に被保険者登録証明書を交付する場合、子供が安心して医療を受けることができるよう、中学生以下、だけなく高校生世代にも、六ヶ月の短期被保険者証を交付することとしております。

第三に、健康保険制度においては、協会けんぽに対する国庫補助率について、平成二十四年度までの間は、従来の一三%から一六・四%に引き上げることとしております。

また、平成二十四年度までの間は、毎事業年度における財政均衡の特例を設けることとしておりまます。あわせて、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成二十四年度までの間、その額の三分の一を、従来の加入者割から改め、いわゆる総報酬割とすることとしております。

なお、協会けんぽに対する国庫補助率については、その財政状況等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、後期高齢者医療制度においては、被用者保険の被扶養者であつた方に対する保険料の軽減措置について、当分の間、延長することとしております。

あわせて、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して保険料率の増加を抑制するために充てることができるようになります。

最後に、この法律の施行期日については、平成二十二年四月一日としております。

ただし、高校生世代に対する短期被保険者証の交付や協会けんぽに対する国庫補助率、後期高齢

者支援金に関する規定については、平成二十二年七月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○藤村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

次回は、来る四月二日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

險者証について六月末満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

第九条第十一項中「被保険者」の下に「同項所述の間に達する日以後の最初の三月三十一日までにある者その他」を加える。

第十二条を次のように改める。

第十二条削除

第二十二条中「国民年金法」及びその世帯に属する被保険者、国民年金法に改め、「除く。」と「の下に」「世帯の世帯主」とあるのは

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他」を加える。

第四章の二を次のように改める。

第五十八条に次の一項を加える。

3 保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

第六十八条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(以下「広域化等支援方針」という。)を定めることができる。

第四章の二 広域化等支援方針

(広域化等支援方針)

第六十八条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(以下「広域化等支援方針」という。)を定めることができる。

第五十七条法律第八十号を加える。

第六条第六号中「被扶養者」を「被扶養者」に改め、同号ただし書を削り、同条第八号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「昭和五十七年法律第八十号」を加える。

第六条第三項中「第六十三条の二」の下に第六条第六号中「第六十三条の二」の下に「被扶養者」を「被扶養者」に加え、同条第六号中「除く。」及び「限る。」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のだし書を加える。

第六項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条第六項中「すべての」を削り、「とともに」の下に「当該被保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く。」及び「限る。」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のだし書を加える。

二 国民健康保険の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、国民健康保険事業の運営の広域化又は

国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項

四 国民健康保険事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国民健康保険事業

月三十一日までの間にある者が属する世帯の世帯主又はその世帯に属する被保険者の被保



額に係る調整対象基準額(当該年度の前々年度におけるすべての特定健康保険組合に係る概算調整対象基準額と確定調整対象基準額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各特定健康保険組合ごとに算定される額をいう。以下この項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

附則第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 平成三十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。)」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

2 平成三十二年度及び平成三十三年度の各年度における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十五条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるいは「前々年度の概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。)」と、「ときは、当該年度の概算調整対

象基準額」とあるのは「ときは当該年度の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいいう。)」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいいう。)」とする。

法)に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 都道府県は、必要があると認めるときは、  
第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策として、第一項第一号の政令で定める額又は前項の政令で定める方策に代えて、特別の額又は特別の方法を定めることができる。

十一年度まで」を「平成二十一年度から平成二十五年度まで」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

附則第二十一条中「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行後における」を削り、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」と改める。

二十五条に改める。  
**(健康保険法の一部改正)**

第七条の二十八第二項中「決算報告書（以下）」の下に「この条及び第二百七十七条の二第四号において」を加える。

第七条の二十九第一項中「及び事業報告書等」を「事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書」に改める。

第一百六十条第一項中「千分の百」を「千分の百二十」に改める。

第一百一十一条第一項中「又は解散を」に「並びに  
改め、「ならない場合の下に「又は解散により  
消滅した健康保険組合の権利を第二十六条第四項の規定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるとき」を加える。  
付則第十五の二の二条を削除する。

額に係る調整対象基準額(当該年度の前々年度におけるすべての特定健康保険組合に係る概算調整対象基準額と確定調整対象基準額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各特定健康保険組合ごとに算定される額をいう。以下この項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

附則第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 平成三十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されるととなるものをいう。次項第二号において同じ。)」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

2 平成三十二年度及び平成三十三年度の各年度における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十五条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるいは「前々年度の概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。)」と、「ときは、当該年度の概算調整対

国庫補助の特徴



四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2

前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算額は、当該各年度総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬額(以下「標準報酬総額」という。)の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「標準報酬総額の見込額」という。)に納付金概算拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬額(以下「標準報酬総額の見込額」という。)に納付金概算拠出率を乗じて得た額とす

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額の合計額

3

附則第十三条の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

第十三条の五 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあっては、第一号から第四号までに掲げる額の合計額(第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあっては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とす。

一 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第一号において「後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額」という。)

4 第二項の納付金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

4 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保

一 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬額(以下「標準報酬総額」という。)に納付金確定拠出率を乗じて得た額とす

る。  
附則第十四条の次に次の三条を加える。

(財政安定化基金の特例)

第十四条の二 都道府県は、当分の間、第一百十

六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るために交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

(平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例)

第十四条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の被用者保険等保険者に係る第百二十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額の合計額)とす。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十条第一項の規定により算定される概算後期高齢者支援金の額(以下この条において「概算加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の一を乗じて得た額

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額の合計額

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

二 前項第二号の概算総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に支援金概算拠出率を乗じて得た額とする。

三 第一項第三号の特例退職被保険者支援金額は、当該特

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額の合計額

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額の合計額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬額に納付金確定拠出率を乗じて得た額とす

る。  
附則第十四条の次に次の三条を加える。

(財政安定化基金の特例)

	の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。
4	第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

	第十四条 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、第二百二十二条第一項の規定にかかるうす、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。
	当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二百二十二条第一項の規定により算定される確定後期高齢者支援金の額(以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の一を乗じて得た額

	第二条 政府は、第二条の規定による改正後の健康保険法(以下「改正後健保法」という。)附則第五条及び第五条の二(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管轄する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
	(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

	第三条 この法律の施行の際現に行われている第一条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「改正前国保法」という。)第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。
	第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
	附則第三十一条中「起算して五年間」を「平成三十年三月三十日までの間」に改める。
	(施行期日)
	第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第九条第六項、第十項及び第十一項の改正規定
	同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国保法第七十条第五項第二号中「すべての市町村の被保険者の総数に対する当該前半期高齢被保険者の総数の割合」とあるのは、「すべての保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。)に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前高齢者である加入者の総数の割合」とする。
	第五条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「改正後国保法」という。)第七十二条第二項及び第七十二条の二第二項の規定は、平成二十五年度以後の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金について適用し、平成二十四年度以前の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金については、なお前の例による。

年度において改正後健保法附則第五条の二の規定の適用がないものとして改正後健保法附則第五条の規定により算定されることとなる額らば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等保険者(改正後国保法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)

に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第十一条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに確定前期高齢者交付金及び確定後期高齢者支援金についても、なお従前の例による。

第十二条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金の額は、第三条の規定による改訂後高齢者の医療の確保に関する法律(以下「改訂後高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がなされたものとして改訂後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十三条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、改訂後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかる

に係る概算前期高齢者納付金の額は、改訂後高齢者医療確保法第三十条第一項の規定にかかる

分の八に相当する額と同年度において改訂後高齢者医療確保法附則第十三条の四の規定の適用がなされたものとして改訂後高齢者医療確保法第三十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改訂後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかる

分の八に相当する額と同年度において改訂後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定により算定されることはなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、改訂後高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項の規定にかかる

分の八に相当する額と同年度において改訂後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定により算定されることはなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十六条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改訂後高齢者医療確保法附則第十四条の四第一項の規定にかかる

分の八に相当する額と同年度において改訂後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定により算定されることはなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十二年度における各被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等といふ。(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

第十八条 第十一条中「第七条の二十八第二項」の下に「及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において「改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において「改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項及び第七条の二十九第一項」を加える。(地方自治法の一部改正)

第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律号)の一部を次のように改正する。  
第一百九十二条の二の項を次のように改める。

て準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期内高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成十八年度から平成二十一年度まで」を「平成二十一年度から平成二十五年度まで」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち国民健康保険法第九条第十二項の改正規定及び附則第十四条中「第九条第十二項」を「第九条第十四項」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

医療保険制度の安定的運営を図るため、都道府県による国民健康保険事業の運営の広域化等を推進するための市町村に対する支援の方針の策定、国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成二十二年四月八日印刷

平成二十二年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

K